

浜松市教育委員会会議次第

令和2年3月23日(月)

10時00分

教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の報告及び承認

3 会議録署名人の決定(渥美委員、田中委員)

4 会期の決定

5 議 事

(1) 議 案

【議決案件】

- 第13号議案 浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について (教育総務課)
- 第14号議案 浜松市教育センター等業務規則及び浜松市教育委員会公印規則の一部改正について (教育総務課)
- 第15号議案 浜松市教育委員会専決規程の一部改正について (教育総務課)
- 第16号議案 浜松市教育委員会職員職名規程の一部改正について (教育総務課)
- 第17号議案 浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部改正について (教育総務課)
- 第18号議案 浜松市立小中学校管理規則の一部改正について (教育総務課)
- 第19号議案 浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正について (教職員課)
- 第20号議案 浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部改正について (教職員課)
- 第21号議案 浜松市学校事務センターに関する規則の一部改正について (教職員課)
- 第22号議案 学校における働き方改革のための業務改善方針(案)について (教育総務課)
- 第23号議案 令和元年度教育委員会点検・評価報告書(案)について (教育総務課)
- 第24号議案 浜松市指定文化財の指定について (文化財課)
- 第25号議案～第27号議案 ※非公開

(2) 報 告

- ア 市内の新たな県指定文化財について (文化財課)
- イ 令和元年度浜松地域遺産の認定について (文化財課)

6 閉 会

第 1 3 号 議 案

令和 2 年 3 月 2 3 日 提 出

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 花 井 和 徳

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則（案）

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則（平成 1 9 年浜松市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する

改正前	改正後
(分掌事務) 第 3 条 前条に規定する課の分掌事務の概目は、次のとおりとする。 学校教育部 教育総務課 (1)～(23) (略) <u>(24) コミュニティ・スクールの推進に関すること。</u> (25)～(28) (略) (29)～(36) (略) 教育施設課～健康安全課 (略)	(分掌事務) 第 3 条 前条に規定する課の分掌事務の概目は、次のとおりとする。 学校教育部 教育総務課 (1)～(23) (略) <u>(24) 学校評価に関すること。</u> <u>(25) 学校と地域との連携の推進に関すること。</u> (26)～(29) (略) <u>(30) 学校運営協議会に関すること。</u> (31)～(38) (略) 教育施設課～健康安全課 (略)

(職制)

第4条 (略)

2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲げる特命事項に係る事務を処理させるため、同表の中欄に掲げる担当課長を置く。

課	担当課長	担当事務
教育 総務 課	(略)	
	学校・地域連携担当課長	(1) <u>コミュニティ・スクールの推進に関すること。</u> (2)・(3) (略)
(略)		

3 (略)

(職制)

第4条 (略)

2 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲げる特命事項に係る事務を処理させるため、同表の中欄に掲げる担当課長を置く。

課	担当課長	担当事務
教育 総務 課	(略)	
	学校・地域連携担当課長	(1) <u>学校評議員制度に関すること。</u> (2) <u>学校評価に関すること。</u> (3) <u>学校と地域との連携の推進に関すること。</u> (4)・(5) (略) (6) <u>学校運営協議会に関すること。</u>
(略)		

3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づく学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の本格実施に伴い、当該制度に関する事務を教育総務課の分掌事務及び学校・地域連携担当課長の担当事務に位置づけるため、規則の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 教育総務課の分掌事務の追加・整理（第3条関係）

教育総務課の分掌事務「コミュニティ・スクールの推進に関すること。」を削除し、以下の事務を追加するものです。

- ・ 学校評価に関すること。
- ・ 学校と地域との連携の推進に関すること。
- ・ 学校運営協議会に関すること。

2 学校・地域連携担当課長の担当事務の追加・整理（第4条関係）

学校・地域連携担当課長の担当事務「コミュニティ・スクールの推進に関すること。」を削除し、以下の事務を追加するものです。

- ・ 学校評議員制度に関すること。
- ・ 学校評価に関すること。
- ・ 学校と地域との連携の推進に関すること。
- ・ 学校運営協議会に関すること。

(施行期日)

この規則は、令和2年4月1日から施行するものです。

第 1 4 号 議 案

令和 2 年 3 月 2 3 日 提出

浜松市教育センター等業務規則及び浜松市教育委員会公印規則の一部改正について

浜松市教育センター等業務規則及び浜松市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 花 井 和 徳

浜松市教育センター等業務規則及び浜松市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（案）

（浜松市教育センター等業務規則の一部改正）

第 1 条 浜松市教育センター等業務規則（平成 1 9 年浜松市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、教育センター、学校給食センター、図書館（<u>浜松市立南図書館、浜松市立西図書館、浜松市立積志図書館、浜松市立東図書館、浜松市立北図書館、浜松市立南陽図書館、浜松市立可新図書館、浜松市立はまゆう図書館、浜松市立浜北図書館、浜松市立舞阪図書館、浜松市立雄踏図書館、浜松市立細江図書館、浜松市立引佐図書館、浜松市立三ヶ日図書館、浜松市立流通元町図書館及び浜松市立都田図書館を除く。</u>以下同じ。）、博物館、美術館及び秋野不矩美術館（以下「教</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、教育センター、学校給食センター、図書館（<u>浜松市立中央図書館、浜松市立天竜図書館、浜松市立春野図書館、浜松市立佐久間図書館、浜松市立水窪図書館及び浜松市立龍山図書館に限る。</u>以下同じ。）、博物館、美術館及び秋野不矩美術館（以下「教育センター等」という。）の業務について必要な事項を定める。</p>

育センター等」という。)の業務について必要な事項を定める。	
-------------------------------	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 浜松市教育委員会公印規則(昭和33年浜松市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表(第3条関係)							別表(第3条関係)						
一般公印							一般公印						
名称	ひな	規	書	使用区分	管守者	個	名称	ひな	規	書	使用区分	管守者	個
	なが	格	体			数		なが	格	体			数
	た							た					
(略)							(略)						
図書館長	3	同	同	図書館長名	図書館	7	図書館長	3	同	同	図書館長名	図書館	6
印		上	上	をもってす	長		印		上	上	をもってす	長	
				る文書							る文書		
(略)							(略)						
専用公印 (略)							専用公印 (略)						
ひながた (略)							ひながた (略)						

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(第14号議案の説明資料)

教育総務課

浜松市教育センター等業務規則及び浜松市教育委員会公印規則の一部改正について

(提案理由)

浜松市立城北図書館への指定管理者制度の導入に伴い、規則の一部を改正するものです。

(改正内容)

浜松市立城北図書館に指定管理制度を導入するため、所要の整備をするものです。

(施行期日)

この規則は、令和2年4月1日から施行するものです。

第 1 5 号 議 案

令和 2 年 3 月 2 3 日 提 出

浜松市教育委員会専決規程の一部改正について

浜松市教育委員会専決規程の一部を改正する訓令甲を次のように定める。

教育長 花 井 和 徳

浜松市教育委員会専決規程の一部を改正する訓令甲（案）

浜松市教育委員会専決規程（昭和 4 1 年浜松市教育委員会訓令甲第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（課長、教育センター所長、担当課長及び高等学校長専決事項）</p> <p>第 9 条 （略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>教育総務課長及び教職員課長</u>の専決できる事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>教育総務課長専決事項 （略）</p> <p>教職員課長専決事項</p> <p>(1)～(3) （略）</p>	<p>（課長、教育センター所長、担当課長及び高等学校長専決事項）</p> <p>第 9 条 （略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>教育総務課長、教職員課長及び高等学校長</u>の専決できる事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>教育総務課長専決事項 （略）</p> <p>教職員課長専決事項</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p><u>(4) 学校の職員の扶養親族の認定</u></p> <p><u>(5) 学校の職員の住居手当及び通勤手当の確認及び決定</u></p> <p><u>高等学校長専決事項</u></p> <p><u>(1) 職員の職務に専念する義務を免除するこ</u></p>

<p>3 (略)</p> <p>(小学校長及び中学校長の専決事項)</p> <p>第11条 小学校長及び中学校長の専決できる事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 職員の扶養親族の認定</u></p> <p><u>(2) 職員の住居手当及び通勤手当の確認及び決定</u></p> <p><u>(3)・(4)</u> (略)</p>	<p><u>との承認（教育長が定めるものに限る。）</u></p> <p><u>(2) 職員の研修（教育長が定めるものに限る。）</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(小学校長及び中学校長の専決事項)</p> <p>第11条 小学校長及び中学校長の専決できる事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和2年4月1日から施行する。

(第15号議案の説明資料)

教育総務課

浜松市教育委員会専決規程の一部改正について

(提案理由)

学校事務の運用を改善し、効率的な執行体制を確立するため、扶養手当、通勤手当及び住居手当の認定等について、小学校長及び中学校長の専決から教職員課長の専決に引き上げるものです。

(改正内容)

「職員の扶養手当の認定」、「職員の住居手当及び通勤手当の確認及び決定」の専決を小学校長及び中学校長から教職員課長に引き上げるほか、所要の整備を行うものです。

(施行期日)

この訓令甲は、令和2年4月1日から施行するものです。

第 1 6 号 議 案

令和 2 年 3 月 2 3 日 提出

浜松市教育委員会職員職名規程の一部改正について

浜松市教育委員会職員職名規程の一部を改正する訓令甲を次のように定める。

教育長 花 井 和 徳

浜松市教育委員会職員職名規程の一部を改正する訓令甲（案）

浜松市教育委員会職員職名規程（平成 1 8 年浜松市教育委員会訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第 3 条 浜松市教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の職名は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 学校以外の教育機関の職員 事務職員 技術職員 指導主事 学校 栄養職員 自動車運転手 給食員 用務 員	第 3 条 浜松市教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の職名は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 学校以外の教育機関の職員 事務職員 技術職員 指導主事 学校 栄養職員 <u>幼稚園職員</u> 自動車運転手 給食員 用務員

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(第16号議案の説明資料)

教育総務課

浜松市教育委員会職員職名規程の一部改正について

(提案理由)

浜松市教育センターにおいて幼稚園の研修に関する業務を担当する職員の職名を市長事務部局職員職名規程に定められている「幼稚園職員」と同様にするため、浜松市教育委員会職員職名規程に「幼稚園職員」を追加するものです。

(改正内容)

浜松市教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の職名の学校以外の教育機関の職員に、新たに「幼稚園職員」を追加するものです。

(施行期日)

この訓令甲は、令和2年4月1日から施行するものです。

第 1 7 号 議 案

令和 2 年 3 月 2 3 日 提出

浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部改正について

浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部を改正する訓令甲を次のように定める。

教育長 花 井 和 徳

浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部を改正する訓令甲（案）

浜松市教育委員会職員安全衛生規程（昭和 5 7 年浜松市教育委員会訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、法令その他別に定めがあるもののほか、教育委員会における職員（<u>常時勤務に服することを要する職員をいう。</u>）以下「職員」という。）の安全及び健康を確保するため必要な事項を定める。</p> <p>(衛生管理者の設置)</p> <p>第 6 条 法第 1 2 条の規定に基づき、次の各号に掲げる箇所に衛生管理者を置き、職員のうちから教育委員会が任命する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(衛生委員会の設置)</p> <p>第 1 0 条 法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、法令その他別に定めがあるもののほか、教育委員会における<u>一般職及び常時勤務に服することを要する特別職の</u>職員（以下「職員」という。）の安全及び健康を確保するため必要な事項を定める。</p> <p>(衛生管理者の設置)</p> <p>第 6 条 法第 1 2 条の規定に基づき、次の各号に掲げる箇所に衛生管理者を置き、職員のうちから教育委員会が任命する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 浜松市立雄踏小学校</u></p> <p><u>(10) 浜松市立南部中学校</u></p> <p>(衛生委員会の設置)</p> <p>第 1 0 条 法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、</p>

<p>次の各号に掲げる箇所に当該各号に定める衛生委員会を置く。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>次の各号に掲げる箇所に当該各号に定める衛生委員会を置く。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>浜松市立雄踏小学校</u> <u>浜松市立雄踏小学校職員衛生委員会</u></p> <p>(9) <u>浜松市立南部中学校</u> <u>浜松市立南部中学校職員衛生委員会</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和2年4月1日から施行する。

(第17号議案の説明資料)

教育総務課

浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部改正について

(提案理由)

会計年度任用職員の任用開始に伴い、「教育委員会における職員」の定義範囲を拡大すること及び衛生管理者と衛生委員会を設置する学校を追加するものです。

(改正内容)

- 1 会計年度任用職員制度に伴う改正（第1条関係）
会計年度任用職員を職員の適用範囲に加えるものです。

- 2 衛生管理者及び衛生委員会の設置校の追加（第6条及び第10条関係）
衛生管理者及び衛生委員会の設置校に浜松市立雄踏小学校と浜松市立南部中学校を追加するものです。

(施行期日)

この訓令甲は、令和2年4月1日から施行するものです。

第 1 8 号 議 案

令和 2 年 3 月 2 3 日 提出

浜松市立小中学校管理規則の一部改正について

浜松市立小中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 花 井 和 徳

浜松市立小中学校管理規則の一部を改正する規則（案）

浜松市立小中学校管理規則（昭和 3 2 年浜松市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(学校評議員) 第 1 9 条の 1 4 学校に学校評議員を置くものとする。	(学校評議員) 第 1 9 条の 1 4 学校に学校評議員を置くものとする。 <u>ただし、浜松市学校運営協議会規則（令和元年浜松市教育委員会規則第 2 号）に規定する学校運営協議会を置く学校については、その限りでない。</u>
2・3 (略)	2・3 (略)
第 3 4 条 次の表の左欄に掲げる学校は小学校における教育と中学校における教育の一貫性に配慮してその管理運営を一体的に行うものとし、その呼称は同表の右欄に掲げるものとする。	第 3 4 条 次の表の左欄に掲げる学校は <u>学校教育法施行規則第 7 9 条の 9 第 1 項の規定により</u> 小学校における教育と中学校における教育の一貫性に配慮してその管理運営を一体的に行うものとし、その呼称は同表の右欄に掲げるものとする。
(略)	(略)
2 (略)	2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

浜松市立小中学校管理規則の一部改正について

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づく学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の本格実施に伴い、学校評議員の設置に関する規定の変更及び小中一貫校を法に基づく併設型の学校として位置付けをするため、規則の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 学校評議員の設置に関する規定の改正（第19条の14関係）

浜松市学校運営協議会規則（令和元年浜松市教育委員会規則第2号）に規定する学校運営協議会を置いた学校は、学校評議員を置かないことができるように改正するものです。

2 小中一貫校に関する規定の改正（第34条関係）

小学校における教育と中学校における教育を一貫して施し、その管理運営を一体的に行っている小中一貫校の3校(引佐北部小中学校、庄内学園、浜松中部学園)について、学校教育法施行規則に基づく併設型の学校として位置付けをするため、改正するものです。

(施行期日)

この規則は、令和2年4月1日から施行するものです。

第 1 9 号 議 案

令和 2 年 3 月 2 3 日 提出

浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正について

浜松市教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 花 井 和 徳

浜松市教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（案）

浜松市教育職員の給与に関する規則（平成 2 9 年浜松市教育委員会規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第 4（第 6 条関係）					別表第 4（第 6 条関係）				
昇格時号給対応表					昇格時号給対応表				
1 小学校中学校等教育職給料表昇格時号給対応表					1 小学校中学校等教育職給料表昇格時号給対応表				
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	特 2 級	3 級	4 級		2 級	特 2 級	3 級	4 級
(略)					(略)				
59	<u>46</u>	(略)			59	<u>45</u>	(略)		
(略)					(略)				
61	<u>47</u>	(略)			61	<u>46</u>	(略)		
62	<u>47</u>	(略)			62	<u>46</u>	(略)		
63	<u>48</u>	(略)			63	<u>47</u>	(略)		
64	<u>48</u>	(略)			64	<u>47</u>	(略)		
65	<u>49</u>	(略)			65	<u>47</u>	(略)		
66	<u>49</u>	(略)			66	<u>48</u>	(略)		
67	<u>50</u>	(略)			67	<u>48</u>	(略)		
68	<u>50</u>	(略)			68	<u>48</u>	(略)		
69	<u>51</u>	(略)			69	<u>49</u>	(略)		
70	<u>51</u>	(略)			70	<u>50</u>	(略)		
71	<u>52</u>	(略)			71	<u>51</u>	(略)		
(略)					(略)				
91	<u>62</u>	(略)			91	<u>61</u>	(略)		

(略)		
93	<u>63</u>	(略)
94	<u>63</u>	(略)
95	<u>64</u>	(略)
96	<u>64</u>	(略)
97	<u>65</u>	(略)
98	<u>65</u>	(略)
99	<u>65</u>	(略)
100	<u>65</u>	(略)
(略)		
104	<u>66</u>	(略)
105	<u>66</u>	(略)
106	<u>66</u>	(略)
107	<u>66</u>	(略)
(略)		
111	<u>67</u>	(略)
112	<u>67</u>	(略)
113	<u>67</u>	(略)
114	<u>67</u>	(略)
(略)		
118	<u>68</u>	(略)
119	<u>68</u>	(略)
120	<u>68</u>	(略)
121	<u>68</u>	(略)
(略)		
125	<u>69</u>	(略)
(略)		

備考 (略)

2 高等学校等教育職給料表昇格時号給対
応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
(略)			
74	<u>42</u>	(略)	(略)
75	<u>43</u>	(略)	(略)
76	<u>44</u>	(略)	(略)
77	<u>45</u>	(略)	(略)
78	<u>45</u>	(略)	(略)
79	<u>46</u>	(略)	(略)
80	<u>46</u>	(略)	(略)
81	<u>47</u>	(略)	(略)
82	<u>47</u>	(略)	(略)
83	<u>48</u>	(略)	(略)
(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(略)		
93	<u>62</u>	(略)
94	<u>62</u>	(略)
95	<u>63</u>	(略)
96	<u>63</u>	(略)
97	<u>63</u>	(略)
98	<u>64</u>	(略)
99	<u>64</u>	(略)
100	<u>64</u>	(略)
(略)		
104	<u>65</u>	(略)
105	<u>65</u>	(略)
106	<u>65</u>	(略)
107	<u>65</u>	(略)
(略)		
111	<u>66</u>	(略)
112	<u>66</u>	(略)
113	<u>66</u>	(略)
114	<u>66</u>	(略)
(略)		
118	<u>67</u>	(略)
119	<u>67</u>	(略)
120	<u>67</u>	(略)
121	<u>67</u>	(略)
(略)		
125	<u>68</u>	(略)
(略)		

備考 (略)

2 高等学校等教育職給料表昇格時号給対
応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
(略)			
74	<u>41</u>	(略)	(略)
75	<u>42</u>	(略)	(略)
76	<u>42</u>	(略)	(略)
77	<u>43</u>	(略)	(略)
78	<u>43</u>	(略)	(略)
79	<u>44</u>	(略)	(略)
80	<u>44</u>	(略)	(略)
81	<u>45</u>	(略)	(略)
82	<u>46</u>	(略)	(略)
83	<u>47</u>	(略)	(略)
(略)			

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市教育職員の給与に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 平成31年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の浜松市教育職員の給与に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(第19号議案の説明資料)

教職員課

浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正について

(提案理由)

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正による給料表の改定に伴い、小学校中学校等教育職給料表昇格時号給対応表及び高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表を改定するものです。

(改正内容)

小学校中学校等教育職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受ける者において、静岡県教職員等との均衡を踏まえ、2級昇格時の号給の一部を1号給又は2号給引き下げる改定を行うものです。

(適用関係)

この規則は、平成31年4月1日から適用するものです。

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行するものです。

第 2 0 号 議 案

令和 2 年 3 月 2 3 日 提出

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部改正について

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 花 井 和 徳

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部を改正する規則（案）

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則（昭和 4 6 年浜松市教育委員会規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教職調整額の端数計算)</p> <p>第 3 条 (略)</p>	<p>(教職調整額の端数計算)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p><u>(教育職員の業務量の適切な管理等)</u></p> <p><u>第 3 条の 2 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和 2 年文部科学省告示第 1 号）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から</u></p>

所定の勤務時間（浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和31年浜松市条例第21号。以下「勤務条件条例」という。）第8条第1項に規定する休日等に割り振られた正規の勤務時間以外の正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1箇月において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

3 教育委員会は、教育職員が前2項の上限を超えて業務を行った場合には、その要因の分

<p>(勤務時間の割振り等)</p> <p>第4条 <u>浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例</u> (昭和31年浜松市条例第21号) 第2条から第4条まで及び第9条の規定による教育職員の勤務時間の割振り、週休日の振替等及び休日の変更等は、浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則 (昭和31年浜松市規則第13号。以下「勤務条件規則」という。) に定めるもののほか、教育委員会が定める基準に従い、校長が行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>析等を行うものとする。</u></p> <p>4 <u>前3項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u></p> <p>(勤務時間の割振り等)</p> <p>第4条 <u>勤務条件条例</u>第2条から第4条まで及び第9条の規定による教育職員の勤務時間の割振り、週休日の振替等及び休日の変更等は、浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則 (昭和31年浜松市規則第13号。以下「勤務条件規則」という。) に定めるもののほか、教育委員会が定める基準に従い、校長が行う。</p> <p>2 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部改正について

(提案理由)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律77号）第7条第1項の規定による文部科学大臣が定めた「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づき、教育職員の在校等時間の上限に関する方針等を教育委員会規則で定めるものです。

(改正内容)

1 教育職員の時間外在校等時間の上限

教育職員の在校等時間（在校している時間に、校外における児童生徒の引率の時間等を加え、勤務時間外の自己研鑽や休憩時間を除いた時間）について、以下に示す時間の範囲内になるように教育委員会が業務量の適切な管理を行うことを規定するものです。

① 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内

② 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※児童生徒等に係る業務量の大幅な増加等に伴い勤務せざるを得ない場合の、
時間外在校等時間は1か月100時間未満、1年間720時間以内

（連続する複数月の時間外在校等時間は平均80時間以内、かつ、時間外在校等時間が45時間超となる場合は年間6か月まで）

2 上限時間を超えた場合の教育委員会の対応

上限時間を超える業務の改善に取り組むことが重要であるため、時間外在校等時間が上限を超えた場合における教育委員会が対応すべきことを規定するものです。

(施行期日)

この規則は、令和2年4月1日から施行するものです。

第 2 1 号 議 案

令和 2 年 3 月 2 3 日 提 出

浜松市学校事務センターに関する規則の一部改正について

浜松市学校事務センターに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 花 井 和 徳

浜松市学校事務センターに関する規則の一部を改正する規則（案）

浜松市学校事務センターに関する規則（平成 2 9 年浜松市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(分掌事務) 第 3 条 センターの分掌事務の概目は、その拠点校及び連携校に係る次に掲げる事務とする。 (1)～(3) (略) (4) 給与等に係る次に掲げる事務に関する こと。 ア・イ (略) ウ <u>給与、報酬及び賃金</u> の支給に係る事務 の助言、調整及び集中処理に関するこ と。 エ～キ (略) (5)～(7) (略)	(分掌事務) 第 3 条 センターの分掌事務の概目は、その拠点校及び連携校に係る次に掲げる事務とする。 (1)～(3) (略) (4) 給与等に係る次に掲げる事務に関する こと。 ア・イ (略) ウ 給与及び <u>報酬</u> の支給に係る事務の助 言、調整及び集中処理に関すること。 エ～キ (略) (5)～(7) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(第21号議案の説明資料)

教職員課

浜松市学校事務センターに関する規則の一部改正について

(提案理由)

地方自治法施行規則の改正により、歳出予算から賃金の区分が削除されることに伴う
所要の整備を行うものです。

(改正内容)

学校事務センターの分掌事務から「賃金」を削除するものです。

(施行期日)

この規則は令和2年4月1日から施行するものです。

第 2 2 号 議 案

令和 2 年 3 月 2 3 日 提 出

学校における働き方改革のための業務改善方針（案）について

学校における働き方改革のための業務改善方針（案）を次のとおり策定する。

教育長 花 井 和 徳

はままつ人づくり未来プラン
学校における働き方改革のための業務改善方針（案）

子供も先生も元気で笑顔あふれる

学校づくりに向けて



令和2年3月



浜松市教育委員会

目次

第1章 方針の概要

1 策定の趣旨	1
2 学校における働き方改革の目的	1
3 方針の位置付け	1
4 方針の期間	1
5 方針の対象	1
6 着実な推進に向けて	1

第2章 これまでの取組と成果

1 目標の達成状況	2
2 これまでの主な取組と成果	4

第3章 基本的な方向性

1 4つの方針	7
2 令和6年度末までの目標	7
3 基本方針に基づく42の取組	8

参考 取組一覧	17
---------	----

第1章 方針の概要

1 策定の趣旨

学習指導要領が改訂され、これからの時代を生き抜く子供たちに必要となる資質・能力を確実に備えることのできる学校教育の実現に向けて、教育課程が大きく変わろうとしています。

こうした中、平成31年1月の中央教育審議会答申※1や3月の文部科学事務次官通知※2において、学校における働き方改革に関する取り組むべき方策が示され、必要となる取組の徹底が求められています。また、令和元年12月には、「公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、教育職員の業務量の適切な管理等について条例等の整備が求められました。

本方針は、こうした国の動きや本市のこれまでの取組成果や課題を踏まえ、学校における働き方改革に関する取組のさらなる推進を図るため策定するものです。

※1 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」

※2 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」

2 学校における働き方改革の目的

教職員一人一人のワーク・ライフ・バランスの充実と、教職員が心身ともに健康的に教育活動に従事できる環境を整えることで、子供たちの健やかな成長に向けて教育の質の向上を図ることであります。

3 方針の位置付け

本方針は、第3次浜松市教育総合計画 後期計画における施策6-5「学校における働き方改革の推進」の具体的な取組を示すものです。

4 方針の期間

第3次浜松市教育総合計画 後期計画との整合性を図り、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

5 方針の対象

浜松市の市立小中学校、市立高等学校の教職員を対象とします。

6 着実な推進に向けて

- (1) PDCAサイクルの考えに基づいて、学校と教育委員会が両輪となり、家庭・地域の理解と協力を得ながら各取組を推進していきます。
- (2) 本方針の取組状況や目標の達成状況等を踏まえ、「はままつ人づくり未来プラン推進委員会」や「学校における働き方改革推進部会」において、有識者等の意見を参考にしながら評価・検証を行い、必要に応じて見直しを図る等、次年度以降の取組推進につなげます。

第2章 これまでの取組と成果

本市では、平成29年度から、学校における働き方改革に関する推進部会を設置し、教職員の負担軽減に向けた協議を続けてきました。

平成30年3月には、「学校における働き方改革のための業務改善方針」を策定し、時間外在校等時間※の削減や心身の健康の維持、教職員の意識改革に取り組んでいます。

これまでの取組により、時間外在校等時間が月80時間以上の教職員数の削減が図られる等、成果が得られています。

※「在校等時間」…教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間のこと

1 目標の達成状況

(1) 時間外在校等時間の削減

時間外在校等時間が月80時間以上の教職員数（年間延べ人数）

目標 平成29年度比10%減

令和元年度

23.1%減

【表1】時間外在校等時間が月80時間以上の教職員数（延べ人数）

（単位：人）

年度・校種等	H29	H30	R1	削減率(H29比較)
小学校	1,623	1,420	916	▲43.6%
中学校	6,098	5,798	5,023	▲17.6%
計	7,721	7,218	5,939	▲23.1%

※H29比較の削減率算出のため、各年度1月末までの数値を表示。（年間集計が整い次第修正）

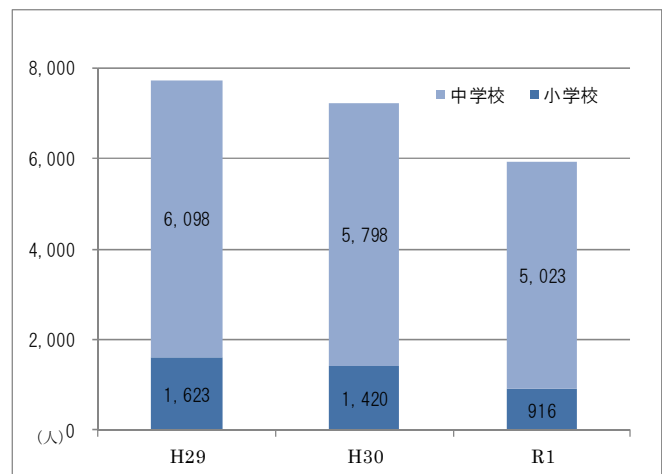
（参考）

年度・校種等	H29	H30	R1	削減率(H30比較)
高等学校	—	171	161	▲5.8%

※H30比較の削減率算出のため、各年度6月～12月末までの数値を表示。（年間集計が整い次第修正）

時間外在校等時間が月80時間以上の教職員数は、減少傾向にあるものの、依然多くの教職員が長時間の勤務を行っている実態が分かります。そのうち中学校、市立高校教職員については、部活動指導や生徒指導対応が大きな要因であると考えられます。

今後は、学校・教員が担う業務の明確化や適正化を進め、負担軽減を図っていく必要があります。



(2) 心身の健康の維持（教職員へのストレスチェック）

目標 総合健康リスク※85 未満 **令和元年度** 81

目標 高ストレス者（総合健康リスク 100 以上）の割合 5.2%未満
令和元年度 6.0%

※総合健康リスクとは…「仕事の負担（量）、仕事のコントロール度」に関する健康リスクと、「周囲の支援」に関する健康リスクから総合的に判定した値。全国平均を 100 とし、数値が高いほどストレス度合いが高い。

【表 2】総合健康リスク・高ストレス者の割合の推移

年度 校種等	H29		H30		R1	
	総合健康リスク	高ストレス者	総合健康リスク	高ストレス者	総合健康リスク	高ストレス者
小学校	86	5.7%	83	5.0%	79	5.2%
中学校	91	8.9%	90	7.7%	85	7.3%
高等学校	86	4.3%	89	8.3%	94	7.4%
全体	88	6.7%	85	6.2%	81	6.0%

「総合健康リスク」、「高ストレス者の割合」は、全体では、平成 29 年度以降減少しており、学校における働き方改革を推進してきた成果であると考えます。

しかし、依然として高ストレスの割合は 6.0%を示しており、一部の教職員にストレスが集中していることも推察されるため、高ストレス者の年齢、職階、校種等の分析等により、対応や支援を検討していくことが必要です。

(3) タイムマネジメントを意識した勤務の実施（教職員への意識調査）

「時間の使い方を意識した働き方に努めている」

目標 肯定的な回答の割合 80%以上 **令和元年度** 78.3%

【表 3】教職員への意識調査の推移

年度・校種等	H30	R1
小学校	81.3%	79.6%
中学校	72.4%	74.0%
全体	78.6%	78.3%

※高等学校は、調査未実施

時間の使い方を意識した働き方に努めている教職員は、約 8 割程度で推移しています。全ての教職員が時間の使い方を意識して働く意識改革が必要です。




2 これまでの主な取組と成果

■業務の役割分担・適正化を着実に進めるための方策

(1) 業務の役割分担・適正化を進めるための取組

① 「学校における働き方改革」の普及・啓発	
H30	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時を除く18時以降における学校への連絡の自粛等、教職員が本来業務に専念できる環境づくりに向けた取組への理解と協力を求める文書を保護者へ配付及び地域へ回覧 成果 「18時以降の連絡が減少した」と回答した学校の割合 59.4% ・広報はままつに学校における働き方改革の取組を掲載
R1	<ul style="list-style-type: none"> ・学校閉庁日、勤務時間外における外線電話対応、部活動運営方針の運用等、各取組への理解と協力を求める文書を保護者へ配付
② 業務改善事例の収集・周知	
H30	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における業務改善事例集の作成 成果 小中学校 57 事例を掲載
R1	<ul style="list-style-type: none"> ・他都市の学校における業務改善事例集の作成 成果 10 県、4 政令市の事例を掲載
③ 出展依頼、家庭向け配布物の精選と審査業務参加の見直し	
H30	<ul style="list-style-type: none"> ・学校への依頼事項について、廃止を含めた見直しを市役所各所属長及び外郭団体等へ通知 成果 削減・見直し等 42 件
R1	<ul style="list-style-type: none"> ・教育関係施設の文書連絡について、必要性の検討と学校の負担軽減を市役所各所属長へ通知 成果 削減・見直し等 70 件 ・コンクール等の審査に係る業務を退職教員へ協力 成果 19 人
④ コミュニティ・スクール等を通じた学校教育の質の向上	
H30	<ul style="list-style-type: none"> ・CS推進モデル校による試行・検証の実施 成果 17 校 ・学校支援コーディネーターの配置 成果 17 校へ 37 人 ・CSディレクター配置 成果 10 協議会へ 11 人
R1	<ul style="list-style-type: none"> ・CS推進モデル校による試行・検証の実施 成果 24 校 ・学校支援コーディネーターの配置 成果 24 校へ 46 人 ・CSディレクター配置 成果 18 協議会へ 20 人
⑤ 学校事務センターにおける学校事務業務の適正化	
H30 R1	<ul style="list-style-type: none"> ・集中処理による業務の効率化、適正化 成果 「教員が担っていた業務が事務職員へ移管され、教員の負担が軽減された」と回答した教頭、主幹教諭・教務主任の割合 70.0%

(2) それぞれの業務を適正化するための取組

① 通学路の安全確認及び連携強化		
H30	・通学路の安全を見守るスクールガード・リーダーの配置	
R1	成果 H30 : 19 人 ・ R1 : 18 人	
② 学校給食費の公会計化		
H30	・先進地視察及び課題整理とスケジュール作成	
R1	・作業部会を設置し、システム構築や食材調達方法等の検討を開始	
③ 浜松市中学校部活動運営方針の実施		
H30	・浜松市中学校部活動運営方針を策定	
R1	・浜松市中学校部活動運営方針の運用開始（自主選択制、休養日等） ・部活動運営方針検証委員会を設置	
④ 部活動指導員の配置		
H30	・部活動指導員の配置 成果 H30 : 16 校、21 人 ・ R1 : 25 校、37 人	
R1	・部活動指導員指導力向上研修の実施 成果 H30 : 2 回 ・ R1 : 2 回	
	・部活動指導員実地研修の実施 成果 R1 : 1 回	
⑤ 校務アシスタントや理科支援員の配置		
H30	・校務アシスタントの配置 成果 H30 : 72 校 ・ R1 : 全小中学校	
R1	成果 校務アシスタント配置校における時間外在校等時間月 80 時間以上の教職員数 年間延べ 294 人減少（配置後の 10 か月間 H30.6～H31.3）	
	・理科支援員の配置 成果 H30 : 全小学校 ・ R1 : 全小学校	
⑥ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の支援員の配置		
H30	・スクールカウンセラーの配置・派遣 成果 H30 : 64 人工 ・ R1 : 66 人工	
R1	・スクールソーシャルワーカー 拠点校への配置 成果 H30 : 12 人工 ・ R1 : 12 人工	
⑦ 法的相談の支援体制の構築		
H30	—	
R1	・庁内弁護士を活用した法的相談の支援体制の整備 成果 相談件数 4 件	
⑧ スポーツ施設利用事業に係る事務の見直し		
H30	—	
R1	・使用料徴収事務等、新たな運営方針についての検討を開始	

■勤務時間に関する意識改革と時間外在校等時間抑制のための必要な措置

(1) 勤務時間管理の徹底・適正な勤務時間の設定

① 勤務時間の客観的把握	
H30	・モデル校へタイムレコーダーを設置（8校） 成果 「時間外在校等時間(出退勤時間)を意識するようになった」と回答したモデル校の割合 58.1%
R1	・学校管理運営システム（ミライム）を活用した出退勤時間管理を開始 成果 全小中学校

② 勤務時間外の連絡対応等の体制整備	
H30	・勤務時間外における自動音声対応運用開始（高校）
R1	・市内の警察署等へ緊急時の連絡体制について協力を依頼（警察部・6警察署） ・勤務時間外における自動音声対応の体制整備（小中学校）

③ 長期休業期間における学校閉庁日の実施	
H30	・学校閉庁日実施への理解と協力、緊急連絡先について保護者へ配付及び地域への回覧
R1	・学校閉庁日の実施 成果 H30：実施校 100%、平均 2.92 日 ・ R1：実施校 100%、平均 3.26 日

(2) 教職員全体の働き方に関する意識改革

① 組織管理や時間管理等のマネジメント研修の実施 教職員全体を対象とした勤務時間を意識した働き方に関する研修の実施	
H30	・初任者研修、2年目研修、中堅教諭等資質向上研修、学校経営研修、
R1	学校管理職マネジメント研修、学校運営研修 成果 参加人数 H30：1,028人 ・ R1：1,452人

■働き方改革の実現に向けた環境整備

① 学校運営管理システムの再構築と運用	
H30	・スケジュール管理、会議室予約、出退勤管理等、事務の効率化を図る学校運営管理システムの再構築
R1	・学校運営管理システム(ミライム)運用開始

② 学校の労働安全衛生管理の充実	
H30	・全教職員を対象としたストレスチェックの実施
R1	成果 受検率 H30：87.6% ・ R1：91.4%



第3章 基本的な方向性

平成31年3月の文部科学次官通知において示された各教育委員会、学校において取り組むことが重要とされる方策や、労働安全衛生管理の視点を踏まえて4つの方針と目標を定め、42の取組（P17参照）を推進します。

1 4つの方針

- 方針1 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進
- 方針2 学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化
- 方針3 学校の組織運営体制の在り方
- 方針4 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ

2 令和6年度末までの目標

(1) 時間外在校等時間の削減

原則 月45時間以内・年360時間以内

※児童生徒に係る臨時的な特別な事情により勤務せざるを得ない場合は、月100時間未満、年720時間以内

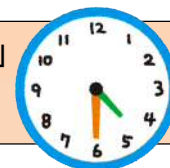
(2) 心身の健康の維持（教職員へのストレスチェック）

- ・受検率 100%
- ・総合健康リスク 80未満
- ・高ストレス者（総合健康リスク100以上の割合） 5.0%未満

(3) タイムマネジメントを意識した働き方の実施

教職員への意識調査：「時間の使い方を意識した働き方に努めている」

- ・肯定的な回答の割合 100%



3 基本方針に基づく42の取組

○…担当課の取組

◇…学校の取組

方針1 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進

(1) 勤務時間の客観的把握

① 学校管理運営システム(ミライム)を活用した出退勤時間管理(継続)

○学校管理運営システム(ミライム)により教職員の勤務実態を客観的に把握し、本方針の検証や取組の改善に活かします。(教職員課)

◇勤務時間管理を徹底し、タイムマネジメントを意識した働き方を推進します。(学校)

(2) 適正な勤務時間設定と勤務環境の改善

① 「学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」規定(新規)

○「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正等を踏まえ、条例、教育委員会規則等で本市の教職員における在校等時間の上限を定めます。

R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当課
条例改正等 →		在校等時間の上限の周知運用				教職員課

② 一年単位の変形労働時間制の整備(新規)

○教職員の在校等時間の実態を把握し、ワーク・ライフ・バランスに配慮した一年単位の変形労働時間制の制度設計と効果的な運用方法等について検討を行います。(教職員課)

③ 勤務時間を意識した登下校、部活動等の時間設定(継続)

○登下校時刻、部活動、諸会議等、勤務時間を意識した時間設定を各学校に周知します。

(教育総務課)

◇登下校時刻、部活動、諸会議等、勤務時間を意識した時間設定を行います。(学校)

④ 浜松市立中学校部活動運営方針の運用（継続）

- 「浜松市立中学校部活動運営方針」の適切な運用に関する指導や検証を行い、部活動の質的向上を目指します。（指導課）
- ◇「浜松市立中学校部活動運営方針」に沿った部活動運営を行います。（学校）

⑤ はままつ式 30 人学級編制の実施（拡充）

- 教員が児童一人一人にしっかりと向き合える環境を整えるため、「はままつ式 30 人学級編制」の対象学年を小学校 3 年生まで拡充して実施します。（教職員課）

⑥ 小学校における教科担任制についての検証（新規）

- 教員の専門性を生かした指導により教育の質の向上を図るとともに、担任教員の負担軽減を図る「教科担任制」の導入に向けた検証を進めます。（指導課・教職員課）

⑦ 長期休業期間における学校閉庁日の実施（継続）

- 保護者や地域に対し、学校閉庁日の設定について理解と協力を求め、学校閉庁日の実施を推進します。（教育総務課）
- ◇学校の実情に応じて学校閉庁日を設定し、教職員のリフレッシュを図ります。（学校）

⑧ 定時退庁日の実施（継続）

- ◇学校の実情に応じて定時退庁日を設定し、教職員のワーク・ライフ・バランスを推進します。（学校）

⑨ 勤務時間外の電話に対する自動音声応答の実施（継続）

- 自動音声対応機器の保守や保護者からの緊急連絡への対応等、円滑な運用を図ります。（教育総務課・教育施設課）
- ◇家庭や地域の理解と協力のもと、勤務時間外の電話に対する自動音声応答を実施します。（学校）

⑩ 事務機器の高機能化（継続）

○事務機器の更新時期に合わせて、学校規模等の状況を考慮しながら、プリンター等高機能機器の導入を検討し、事務の効率化を図ります。（教育施設課）

⑪ 災害時・緊急時等における情報発信手段の効率化（新規）

○災害時（停電時）や緊急時において、正しい情報を迅速かつ確実に保護者へ発信するため、クラウド型メール配信システムを導入します。（教育施設課・健康安全課）

◇システムを活用し、発信できる体制を整え、緊急時・災害時に備えます。（学校）

R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当課
システム導入	システム運用・検証				教育施設課 健康安全課

○学校ホームページの充実を図るため、より効率的・効果的に更新・発信できるコンテンツ・マネジメント・システム(CMS)を導入します。（教育施設課・教育センター）

◇システムを活用して、教育活動の様子を効率的・効果的に情報発信します。（学校）

R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当課
現システム運用	導入準備	システム導入・運用			教育施設課 教育センター

⑫ 欠席連絡対応システムの整備（新規）

○欠席連絡に係る対応の効率化を図るため、欠席連絡対応システム導入に向けた調査・研究を行います。（教育総務課・教育施設課）

⑬ 研修の精査・精選、遠隔システムを活用した研修の導入（拡充）

○研修の精査・精選を行うとともに、学校閉庁日の設定等を意識した研修日程を設定します。
○研修参加に伴う距離的負担の軽減を図るため、遠隔システムを活用した研修について検討し、導入を目指します。（教育センター）

⑭ 教育委員会指定の研究事業についての精査・見直し（新規）

○教育委員会指定の研究事業について、研究テーマの精選や報告書の簡素化、成果発表の在り方等について見直しを行います。（指導課）

（３）労働安全衛生管理の徹底

① 学校の労働安全衛生管理の徹底（継続）

○教職員を対象とした健康診断、ストレスチェックを実施し、心身の健康の保持増進を図ります。（教職員課）

◇全ての教職員が健康診断、ストレスチェックを受検し、健康の保持増進に努めます。

（学校）

方針 2 学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化

（１）学校業務の役割分担・適正化

① 業務の役割分担についての明確化・適正化（拡充）

○これまで学校・教職員が担ってきた業務、担っている業務について総合的に検証を行い、学校が担うべき業務の明確化・適正化を図るとともに、年齢、職階、校種等に応じた新たな取組や支援について検討します。（各課）

② 家庭や地域との連携・協働の推進（新規）

○学校・家庭・地域が一体となってより良い教育を実現する仕組みである、コミュニティ・スクールの導入を支援します。（教育総務課）

◇コミュニティ・スクールを導入することで、家庭や地域との連携・協働を促進し、学校運営の改善と教育の質の向上を図ります。（学校）

③ 調査依頼業務の見直しと提出文書の簡素化（継続）

○教育委員会から学校に対して行う各種調査・照会について、調査項目を精選するとともに、学校の負担軽減に配慮した回答期限、提出方法等の見直しを図ります。（各課）

④ 出展依頼、家庭向けの配布物の精選と審査業務参加の見直し（継続）

- 市役所各課や外郭団体等へ学校への依頼事項の見直しについて周知し、配布方法等の軽減に向けた調整を図ります。
- 各種コンクール等の審査業務について、退職教員に協力を依頼し、現任教職員の負担軽減を図ります。
(教育総務課)

⑤ 各種事務の運営方法の見直し（拡充）

- 学校施設利用に係る手続きや使用料の徴収方法等を見直し、学校の負担に考慮した新たな運営方法を導入します。

R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	担当課
運営方法構築 →		新運営方法の実施			スポーツ振興課 教育施設課 教育総務課

- 青少年健全育成会に関する事務の簡素化を目指し、検証や見直しを行います。
(次世代育成課)

⑥ 「はままつ型学校事務」による学校事務の効率化・適正化（継続）

- 「はままつ型学校事務」※の充実・発展により、学校事務の円滑な集中処理、共同処理を推進し、学校事務の効率化・適正化を図ります。
(教職員課)

※はままつ型学校事務とは…市内8つの地域を単位とし、「学校事務センター」での集中処理と、「学校事務エリアマネジメント」による共同処理を柱とする共同事務体制のこと

⑦ 学校事務職員の業務の明確化と学校運営への参画（継続）

- 学校事務職員の標準的な職務を明確にし、管理職や他の教職員との適切な業務の連携・分担のもと、主体的・積極的な学校運営への参画を促し、学校の組織力の強化を目指します。
(教職員課)

◇管理職や他の教職員との適切な業務の連携・分担のもと、学校事務職員の専門性を活かし、てより主体的・積極的な学校運営への参画を目指します。
(学校)

⑧ 学校給食費の公会計化と学校徴収金の徴収管理の見直し（拡充）

○国のガイドライン※や本市の実情を踏まえ、学校給食費の公会計化移行に向けた調整を進めます。また学校徴収金の徴収管理についても、給食費の公会計化と併せて、システム化を検討します。（健康安全課・教育総務課）

○金融機関と連携し、学校徴収金に係る事務負担軽減策を検討します。（教職員課）

※「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」（文部科学省）

⑨ 保護者・地域・関係機関と連携した登下校の安全確保（継続）

○「浜松市通学路交通安全対策連絡会」において関係機関との連携強化と安全対策整備の推進を図るとともに、地域ぐるみの学校安全体制整備を推進し、登下校の安全を確保します。（健康安全課）

◇保護者やスクールガード・リーダー等と連携して登下校の安全確保に努めます。（学校）

⑩ はままつ人づくりネットワークセンターの充実（拡充）

○学校のニーズを把握して講座内容の充実を図るとともに、授業等に利用しやすい仕組みを構築します。（教育総務課）

◇必要に応じて「はままつ人づくりネットワークセンター」の講座を活用し、教育活動の充実を図ります。（学校）

（２）学校単位での見直し

① 学校単位の計画等の見直し（継続）

◇学校単位で計画等を作成する場合、既存の計画の整理、統合を検討し、学校の実情に応じた効果的な計画を策定します。（学校）

② 学校行事の精選や内容の見直し（継続）

◇学校行事と教科等の関連性を見直し、教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めるよう検討します。（学校）

③ 新たな計画策定時における既存計画の活用（継続）

○教育委員会が学校に対して新たな計画の策定を求める場合、既存の計画への整理・合理化等、見直しの範囲内で対応することを検討します。（各課）

(3) 学校を支える専門スタッフの配置

① 校務アシスタントの配置（拡充）

○教員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、教員の業務を支援する校務アシスタントを全小中学校、市立高校に配置します。（教職員課・市立高校）

◇校務アシスタントを活用して、教員の業務の効率化や負担軽減を図ります。（学校）

② 各種支援員等の配置（拡充）

○多様な専門性を持つ人材により、きめ細やかな指導・支援の充実を図ります。

・理科支援員

・外国人児童生徒支援員、外国人児童生徒就学サポーター、外国人児童生徒教科指導員
（指導課）

・各種支援員・補助員（学習支援員、図書館補助員、複式学級支援員、養護教諭補助員、生徒指導支援員）
（教職員課）

・ICT支援員
（指導課・教育センター・市立高校）

◇各種支援員等と連携し、教育活動の充実や円滑な学校運営を図ります。（学校）

③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置（拡充）

○複雑化・多様化する課題を抱える子供や保護者への切れ目ない支援を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置・派遣します。（指導課）

◇専門スタッフと連携し、子供や保護者に寄り添った支援を行います。（学校）

④ 部活動指導員の配置（拡充）

○中学校の部活動について質的向上と顧問教員の負担軽減を図るため、部活動指導員を配置します。（指導課）

◇部活動指導員と連携した部活動運営により、質的向上と顧問教員の負担軽減を図ります。（学校）

⑤ 法的相談に対する支援（拡充）

○学校に対する過剰な要求等の課題解決に向け、庁内弁護士等を活用した法的相談を実施するとともに、本市の相談事例の共有を図ります。（教育総務課）

○法的根拠に基づいた対応等について、訴訟実務等の経験を踏まえた弁護士による研修を実施します。（教育センター）

方針3 学校の組織運営体制の在り方

(1) 意識啓発と研修の実施

① 学校における働き方改革に関する研修の実施（継続）

- 管理職を対象として組織管理や時間管理等に関する研修を実施します。
- 教職員全体の意識改革とマネジメント力の向上を図るため、「タイムマネジメント」「組織マネジメント」「カリキュラム・マネジメント」に関する研修を実施します。

（教育センター）

② 学校組織マネジメントの確立に向けた管理職に求められる能力の明確化（継続）

- 総合的な学校組織マネジメントの確立に向け、管理職に求められる能力を「浜松市校長育成指標」等において明確化します。

（教育センター）

③ 業務改善事例の収集・啓発（継続）

- 市内の学校や他都市の先進的な業務改善事例を収集、紹介することにより、業務改善を啓発します。
- ◇他校の取組等の先進事例を参考として自校の業務改善に活かします。

（教育総務課）

（学校）

(2) 働き方改革の視点を盛り込んだ学校運営

① 働き方に関する視点を盛り込んだ経営方針等の明確化（継続）

- ◇教職員の働き方に関する視点を経営方針等へ盛り込んだ学校経営を推進するとともに、教職員の意識改革を図ります。

（学校）

② 校内業務の適正化と事務分担の見直し（継続）

- ◇教職員一人一人が、自らの業務を適正化の観点から見直し、より効果的に行うことができるよう、改善を図ります。
- ◇一部の教職員に業務が偏ることがないように、校内の分掌を見直します。

（学校）

（学校）

方針 4

学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの 確立とフォローアップ

(1) 学校における働き方改革の普及啓発

① 家庭・地域への普及啓発（継続）

○学校における働き方改革の趣旨等を家庭や地域へ周知し、理解と協力を得ながら取組を推進します。 （教育総務課）

(2) 学校における働き方改革に関する各取組の進捗管理

① 学校における働き方改革に関する各取組の進捗管理（継続）

○各取組の進捗管理を毎年度行うとともに、教職員の勤務実態や、国の指針等を踏まえ、取組を見直す等、継続的な業務改善を図ります。 （教育総務課）

② 関連予算の確保（継続）

○学校における働き方改革に関する各取組について必要な予算確保に努めます。 （各課）



参考 取組一覧

1 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進			頁
(1)	①	学校管理運営システム（ミライム）を活用した出退勤時間管理	
	①	「学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」規定	新規
	②	一年単位の変形労働時間制の整備	新規
	③	勤務時間を意識した登下校、部活動等の時間設定	
	④	浜松市立中学校部活動運営方針の運用	
	⑤	はままつ式 30 人学級編制の実施	拡充
	⑥	小学校における教科担任制についての検証	新規
(2)	⑦	長期休業期間における学校閉庁日の実施	
	⑧	定時退庁日の実施	
	⑨	勤務時間外の電話に対する自動音声応答の実施	
	⑩	事務機器の高機能化	
	⑪	災害時・緊急時等における情報発信手段の効率化	新規
	⑫	欠席連絡対応システムの整備	新規
	⑬	研修の精査・精選、遠隔システムを活用した研修の導入	拡充
	⑭	教育委員会指定の研究事業についての精査・見直し	新規
(3)	①	学校の労働安全衛生管理の徹底	
2 学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化			頁
	①	業務の役割分担についての明確化・適正化	拡充
	②	家庭や地域との連携・協働の推進	新規
	③	調査依頼業務の見直しと提出文書の簡素化	
	④	出展依頼、家庭向けの配布物の精選と審査業務参加の見直し	
	⑤	各種事務の運営方法の見直し	拡充
(1)	⑥	「はままつ型学校事務」による学校事務の効率化・適正化	
	⑦	学校事務職員の業務の明確化と学校運営への参画	
	⑧	学校給食費の公会計化と学校徴収金の徴収管理の見直し	拡充
	⑨	保護者・地域・関係機関と連携した登下校の安全確保	
	⑩	はままつ人づくりネットワークセンターの充実	拡充
	①	学校単位の計画等の見直し	
(2)	②	学校行事の精選や内容の見直し	
	③	新たな計画策定時における既存計画の活用	
	①	校務アシスタントの配置	拡充
	②	各種支援員等の配置	拡充
(3)	③	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置	拡充
	④	部活動指導員の配置	拡充
	⑤	法的相談に対する支援	拡充
3 学校の組織運営体制の在り方			頁
(1)	①	学校における働き方改革に関する研修の実施	
	②	学校組織マネジメントの確立に向けた管理職に求められる能力の明確化	
	③	業務改善事例の収集・啓発	
(2)	①	働き方に関する視点を盛り込んだ経営方針等の明確化	
	②	校内業務の適正化と事務分担の見直し	
4 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ			頁
(1)	①	家庭・地域への普及啓発	
(2)	①	学校における働き方改革に関する各取組の進捗管理	
	②	関連予算の確保	



令和2年3月発行
発行者 浜松市教育委員会
浜松市中区中央一丁目2番1号
イーステージ浜松 オフィス棟 6階
TEL 053-457-2401 FAX : 053-457-2404
E-mail somu@city.hamamatsu-szo.ed.jp
ウェブサイト URL <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>



第 2 3 号 議 案

令和 2 年 3 月 2 3 日 提 出

令和元年度教育委員会点検・評価報告書（案）について

令和元年度教育委員会点検・評価報告書（案）を次のとおり策定する。

教育長 花 井 和 徳

令和元年度
教育委員会点検・評価報告書

令和2年3月
浜松市教育委員会

目次

I	点検・評価制度の概要	1
1	はじめに	1
2	目的	1
3	実施方法	1
II	施策の点検・評価	2
1	評価・検証の進め方	2
2	実態把握調査の結果と考察	3
3	令和元年度の実施状況	20
4	令和元年度の実施に対する評価（総括）	37
5	はままつ人づくり未来プラン検討委員会での有識者等の意見	38
6	庁内会議での有識者等の意見	40
III	教育委員会の活動状況	44
	活動の概要	44
1	教育委員会制度	47
2	教育委員会組織	47
3	教育委員会会議	48
4	教育委員会協議会	49
5	総合教育会議	49
6	移動教育委員会「語り合おう！はままつの教育」	50
7	広報活動	53
8	令和元年度の教育委員会活動の検証と今後について （教育長・教育委員の意見）	54
	（参考）教育委員会議案・報告事項等一覧	56
	（参考）教育委員会の活動状況一覧	58
IV	附属機関及び庁内会議	60
1	附属機関	60
2	庁内会議	62
V	まとめ	68

I 点検・評価制度の概要

1 はじめに

すべての教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成して議会に提出するとともに、公表することが義務づけられています。また、点検及び評価を行うにあたり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされています。

本報告書の施策の点検・評価は、第3次浜松市教育総合計画の令和元年度における取組状況調査や目標値の達成状況等に基づいた、検証評価の結果を活用しています。

このほか、教育委員会会議の開催結果や教育委員の活動状況、附属機関や庁内会議の主な審議・活動内容等を報告します。

※参考「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 目的

主要な施策の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ります。

また、教育委員会の活動状況と併せた報告書を作成し議会へ報告、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進することを目的とします。

3 実施方法

(1) 施策の評価

浜松市教育委員会では、平成27年4月に、浜松市立幼稚園、学校における教育を中心とした本市の教育行政の指針である「第3次浜松市教育総合計画『はままつ人づくり未来プラン』」（平成27年度～令和元年度）を策定しました。施策の評価は、この「第3次浜松市教育総合計画」について毎年度行う進行管理に基づく令和元年度の検証・評価を活用します。

また、参考として、「はままつ人づくり未来プラン検討委員会」や「浜松市コミュニティ・スクール推進協議会」など今日的な課題の解決や改善などを審議している主な庁内会議について、有識者等外部委員の会議での意見を取り上げます。

(2) 学識経験を有する者の知見の活用

「はままつ人づくり未来プラン検討委員会」の有識者の意見等を活用します。

(3) その他

施策の評価に加え、令和元年度の教育委員会の活動状況、教育施策の推進や改善のために設置されている附属機関や庁内会議の活動状況等を報告します。

II 施策の点検・評価

出典：第3次浜松市教育総合計画 はままつ人づくり未来プラン 令和元年度 評価・検証報告書

1 評価・検証の進め方

本市の教育をよりよいものにしていくためには、本市の児童生徒や教育の状況を多面的に調査し、その結果をもとにして今後の方向性や改善策を見出していくことが重要です。そこで、以下の手順で「評価・検証」を行いました。

(1) 実態把握調査の概要

児童生徒、教職員、保護者、地域住民（学校評議員、コミュニティ・スクール推進モデル校運営協議会委員）の実態を把握するための「実態把握調査」を実施しました。

■調査期間 令和元年10月～11月

■調査校種と校数

校種	小学校	中学校	合計
校数	29校	19校	48校

■調査人数

校種等	小学校	中学校	合計	割合※
児童生徒	4,489人	3,199人	7,688人	12.4%
保護者	4,034人	2,980人	7,014人	-
教職員	661人	496人	1,157人	30.2%
地域	219人	131人	350人	-

※割合は、全児童生徒・全教職員（常勤）に占める割合

(2) 評価・検証

調査結果をもとに、「はままつ人づくり未来プラン検討委員会」や「評価・検証推進部会」において、児童生徒等の実態や各種取組の進捗状況について共有を図り、今後の方向性や改善策について協議しました。

(3) 公表

検討・協議を踏まえた結果を「令和元年度評価・検証報告書」としてまとめ、教育委員会各課や学校が今後の方向性や取組の共有を図り、次年度の取組につなげることで、教育の質の向上を目指します。

2 実態把握調査の結果と考察

調査結果は、3つの重点である「キャリア教育」「市民協働の推進（家庭や地域との連携・協働）」「教育の情報化」と、本市の抱える課題である「教員育成」「学校における働き方改革」の5つの項目にまとめています。

(1) キャリア教育

ア 夢と希望を持ち続ける子供

(7) 児童生徒への質問

【表1】質問：将来の夢を持っている（小学校1～4年）

質問：どんな大人になりたいのかという目標を持っている（小学校5・6年、中学校）

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校（1・2年）	89%	90%	91%	90%	92%	+2
小学校（3・4年）	90%	92%	92%	88%	88%	0
小学校（5・6年）	88%	88%	88%	87%	88%	+1
中学校	79%	79%	77%	85%	84%	△1

※参考 R1 全国学力・学習状況調査(国平均)

質問：将来の夢や目標を持っていますか

小学校	85%	中学校	71%
-----	-----	-----	-----

【表2】質問：学校で学んだことは、日常生活や将来に役立つと思う

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比(pt)
小学校（1・2年）	-	-	-	-	93%	-
小学校（3・4年）	-	91%	92%	91%	93%	+2
小学校（5・6年）	-	87%	84%	93%	90%	△3
中学校	-	-	-	89%	93%	+4

※H28・H29 アンケート質問：授業で学んだことは、日常生活や将来に役立つと思う

(イ) 教職員への質問

【表3】質問：浜松市の目指す子供の姿に迫るために、キャリア教育を意識して指導している

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	-	-	85%	92%	95%	+3
中学校	-	-	87%	90%	95%	+5

【表4】質問：子供に将来の夢と希望を持たせる指導をしている

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	96%	97%	96%	97%	98%	+1
中学校	96%	90%	95%	93%	96%	+3

※参考 R1 全国学力・学習状況調査(国平均)

質問：将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をしましたか

小学校	83%	中学校	98%
-----	-----	-----	-----

【表5】質問：常に目標を持たせ、達成に向けて努力する意欲を高める教育活動をしている

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	-	97%	97%	98%	99%	+1
中学校	-	96%	96%	97%	96%	△1

(ウ) 保護者への質問

【表6】質問：子供と将来や進路についての話をしている

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	59%	59%	62%	63%	63%	0
中学校	80%	77%	80%	80%	80%	0

イ これからの社会を生き抜くための資質・能力を育む子供

(7) 児童生徒への質問

【表7】質問：進んで発表している（小学校1・2年）

質問：友達の前で自分の考えや意見を発表している（小学校3～6年、中学校）

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校（1・2年）	67%	73%	73%	74%	78%	+4
小学校（3・4年）	64%	57%	60%	72%	73%	+1
小学校（5・6年）	57%	55%	56%	69%	71%	+2
中学校	55%	55%	57%	76%	77%	+1

※H27・H28・H29 アンケート質問：友達の前で自分の考えや意見を発表することが得意だ

【表8】質問：自分で決めた時間に勉強をしている（小学校1・2年）

質問：宿題だけでなく、自分で考えた学習もしている（小学校3・4年）

質問：自分で計画を立てて勉強している（小学校5・6年、中学校）

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校（1・2年）	-	87%	86%	78%	79%	+1
小学校（3・4年）	72%	68%	72%	64%	70%	+6
小学校（5・6年）	62%	63%	69%	67%	70%	+3
中学校	51%	54%	55%	61%	61%	0

※H27・H28・H29 アンケート質問：家で進んで勉強している（小学校1～4年）

※参考 R1 全国学力・学習状況調査(国平均)

質問：家で計画を立てて勉強をしていますか

小学校	72%	中学校	51%
-----	-----	-----	-----

【表9】質問：自分が決めたことは、最後までやり遂げるようにしている

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校（3・4年）	90%	83%	84%	84%	85%	+1
小学校（5・6年）	82%	84%	85%	83%	86%	+3
中学校	78%	78%	82%	82%	84%	+2

【表 10】 質問：友達と仲良く生活している（小学校 1・2 年）

質問：友達と協力して、学校の活動に取り組んでいる（小学校 3～6 年）

質問：課題解決のために、友達と協力して取り組んでいる（中学校）

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校 (1・2 年)	-	-	-	94%	93%	△1
小学校 (3・4 年)	-	-	-	88%	89%	+1
小学校 (5・6 年)	-	-	-	90%	91%	+1
中学校	-	-	-	83%	82%	△1

(イ) 教職員への質問

【表 11】 質問：授業の中で、学習したことを振り返る活動を計画的に取り入れている

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	93%	94%	93%	95%	95%	0
中学校	93%	92%	92%	96%	94%	△2

【表 12】 質問：授業のねらいに即した言語活動を、適切に位置付けている

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	95%	93%	91%	93%	92%	△1
中学校	97%	89%	89%	91%	91%	0

【表 13】 質問：子供の思考を深めるような指導をしている

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	93%	90%	92%	91%	93%	+2
中学校	94%	87%	87%	91%	91%	0

【表 14】 質問：子供が自分で調べたことや考えたことを分かりやすく文章に書かせる指導をしている

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	90%	86%	85%	88%	86%	△2
中学校	85%	75%	76%	80%	83%	+3

【表 15】 質問：授業において、子供が知識・技能を活用する指導の工夫をしている

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	92%	93%	91%	92%	92%	0
中学校	92%	89%	90%	91%	93%	+2

【表 16】 質問：子供が、自分の意見や思いを言いやすくなるような学級経営をしている

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	93%	95%	94%	96%	94%	△2
中学校	96%	88%	90%	93%	94%	+1

【表 17】 質問：子供自身による課題解決の場を多く設けている

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	91%	90%	88%	90%	88%	△2
中学校	87%	84%	82%	88%	85%	△3

【表 18】 質問：子供同士で新たな考えを生み出すような話し合い活動をしている

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	87%	83%	82%	87%	81%	△6
中学校	84%	77%	75%	82%	83%	+1

【表 19】 質問：受け手を意識して、分かりやすく自分の考えを伝えることができるよう指導している

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	-	-	-	92%	92%	0
中学校	-	-	-	85%	90%	+5

【表 20】 質問：子供が決めたことを最後までやり遂げるように支援している

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	-	97%	96%	98%	98%	0
中学校	-	93%	94%	96%	98%	+2

(ウ) 保護者への質問

【表 21】 質問：子供が決めたことは、最後までやり遂げるように励ましている

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	-	94%	94%	94%	94%	0
中学校	-	91%	92%	92%	92%	0

【表 22】 質問：家庭での学習習慣が身に付くようにしている (小1・2年)

質問：計画的に勉強するように子供に促している (小学校3～6年、中学校)

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	-	81%	84%	85%	84%	△1
中学校	-	78%	77%	77%	78%	+1

【表 23】 質問：子供が規則正しい生活を送ることができるように声を掛けている

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	-	-	-	96%	97%	+1
中学校	-	-	-	93%	93%	0

ウ 自分らしさを大切にする子供

(7) 児童生徒への質問

【表 24】 質問：自分にはよいところがあると思う

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校 (1・2年)	-	89%	91%	87%	88%	+1
小学校 (3・4年)	-	86%	86%	83%	86%	+3
小学校 (5・6年)	-	82%	83%	81%	82%	+1
中学校	-	78%	80%	80%	79%	△1

※参考 R1 全国学力・学習状況調査(国平均)

質問：自分には、よいところがあると思いますか

小学校	81%	中学校	74%
-----	-----	-----	-----

【表 25】 質問：自分のよいところを生かしながら活動している

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校 (3・4年)	-	-	-	76%	82%	+6
小学校 (5・6年)	-	-	-	75%	77%	+2
中学校	-	-	-	73%	71%	△2

(イ) 教職員への質問

【表 26】 質問：子供一人一人のよい点や可能性を見付け、子供に伝えている

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	-	98%	98%	97%	99%	+2
中学校	-	97%	95%	96%	97%	+1

※参考 R1 全国学力・学習状況調査(国平均)

質問：学校生活の中で、児童一人一人のよい点や可能性を見付け評価する
(褒めるなど) 取組をどの程度行いましたか

小学校	99%	中学校	99%
-----	-----	-----	-----

【表 27】 質問：子供一人一人のよさを発揮できる場を設けている

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	-	-	-	94%	95%	+1
中学校	-	-	-	91%	96%	+5

(ウ) 保護者への質問

【表 28】 質問：子供のよい点をほめるなどして、自信を持たせるようにしている

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	91%	89%	91%	91%	91%	0
中学校	84%	83%	86%	85%	86%	+1

《調査結果》

ア 夢と希望を持ち続ける子供

【児童生徒】

・「将来の夢を持っている」「どんな大人になりたいのかという目標を持っている」(表1)の項目は、全国平均を上回っており、小学校では約9割、中学校では、約8割の数値を5年間維持している。

【教職員】

・キャリア教育を意識した指導に関する項目(表3)は、小中ともに上昇が見られ、キャリア教育に対する意識の高揚が見られる。

イ これからの社会を生き抜くための資質や能力を育む子供

【児童生徒】

・「自分で決めた時間に勉強している」「宿題だけでなく、自分で考えた学習している」「自分で計画を立てて勉強している」(表8)の項目は、数値の上昇が見られるが、学年が上がるにつれ、数値が低くなる状況は変化していない。

【教職員】

・授業や指導に関する多くの項目において、9割以上の数値が得られており、5年間またはH28の調査開始以降、数値は大きく変化していない。

【保護者】

・「子供が決めたことは、最後までやり遂げるように励ましている」(表21)の項目は、H28の調査開始以降、9割以上の数値を維持している。

ウ 自分らしさを大切にする子供

【児童生徒】

・「自分にはよいところがあると思う」(表24)の項目は、全国平均を上回っており、H28調査開始以降、大きな数値の変化は見られない。

【教職員】

・「子供一人一人のよい点や可能性を見つけ子供に伝えている」(表26)、「子供一人一人のよさを発揮できる場を設けている」(表27)の項目は、調査開始以降、9割以上の数値を維持している。

【保護者】

・「子供のよい点をほめるなどして、自信を持たせるようにしている」(表28)の項目は、約9割の数値となっており、小中ともに5年間で大きな変化は見られない。

《調査結果の分析》

キャリア教育実践モデル校と、モデル校以外の学校の数値を比較して分析を実施。

【児童生徒】

- ・「将来の夢をもっている」（表1）、「自分にはよいところがあると思う」（表24）、「自分のよいところを生かしながら活動している」（表25）の項目において、キャリア教育実践モデル校は、肯定的な回答割合が高い。

【教職員】

- ・「浜松市の目指す子供の姿に迫るためにキャリア教育を意識して指導している」（表3）の項目において、キャリア教育実践モデル校は、肯定的な回答割合が高い。
- ・キャリア教育を意識した指導(表3)、教育理念を意識した校内研修の実施に関する項目において、キャリア教育実践モデル校は、中堅職員からベテラン層で肯定的な回答割合が高い。

【保護者】

- ・「子供が決めたことは最後までやり遂げるように励ましている」（表21）、「子供のよいところをほめて自信をもたせるようにしている」（表28）の項目において、キャリア教育実践モデル校は、肯定的な回答割合が高い。

《検討委員会・推進部会等での意見》 ●…課題

- 令和元年度に選定したキャリア教育実践モデル校の実践や、校長会の研究委員会や推進協力校を中心とした積極的な取組により、教職員のキャリア教育実践に対する意識が高まっている。
- 外部人材の活用により、体験活動の充実を図ることやコミュニティ・スクールと関連させた実践をしていくことは、キャリア教育のさらなる推進につながる。
- キャリア教育で育てたい力を教員と子供が共有し、子供が自覚する手立てとして育てたい力を明示したプレートの活用は、今後の実践において参考になる。
- キャリア・パスポートは特別活動を要しつつ、各教科等と学びが往還していることを子供が認識できるように工夫することが大事である。
- 各学校におけるキャリア教育で育てたい力は、家庭や地域にとって子供を褒めるときのポイントとなる。
- 教科学習では、教科のねらいとキャリア教育で育てたい力の重なりにずれがある実践が見られた。
- キャリア教育で育てたい力を自覚するための手立てや、授業後の振り返りの仕方など、授業での課題が見られる。「主体的・対話的で深い学び」の中で展開する授業実践について研究していく必要がある。
- 各学校におけるキャリア教育で育てたい力を、家庭や地域と共有している学校は少ない状況である。

(2) 市民協働の推進（家庭や地域との連携・協働）

ア 児童生徒への質問

【表 29】 質問：近所（地域）の人に、あいさつをしている

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校（1・2年）	-	91%	88%	86%	87%	+1
小学校（3・4年）	-	91%	91%	88%	87%	△1
小学校（5・6年）	-	93%	93%	91%	90%	△1
中学校	-	89%	92%	92%	92%	0

【表 30】 質問：住んでいる地域の行事に参加している

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校（3・4年）	-	83%	82%	77%	79%	+2
小学校（5・6年）	-	79%	78%	75%	75%	0
中学校	-	69%	65%	67%	71%	+4

【表 31】 質問：自分の住んでいるまち（地域）が好きだ

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校（1・2年）	-	94%	94%	94%	93%	△1
小学校（3・4年）	-	94%	93%	91%	93%	+2
小学校（5・6年）	-	94%	93%	91%	90%	△1
中学校	-	89%	88%	85%	89%	+4

イ 教職員への質問

【表 32】 質問：社会とのつながりや結び付きを意識した授業を行っている

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)	
小学校	月数回	-	-	-	19%	18%	△1
	学期数回	-	-	-	53%	55%	+2
	年数回	-	-	-	25%	24%	△1
	未実施	-	-	-	3%	3%	0
中学校	月数回	-	-	-	19%	20%	+1
	学期数回	-	-	-	44%	50%	+6
	年数回	-	-	-	33%	27%	△6
	未実施	-	-	-	4%	3%	△1

【表 33】 質問：学習のねらいに基づいた保護者や地域の人材を活用する授業を実施している、または予定している

校種		H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	月数回	-	-	-	10%	6%	△4
	学期数回	-	-	-	44%	43%	△1
	年数回	-	-	-	39%	43%	+4
	未実施	-	-	-	7%	8%	+1
中学校	月数回	-	-	-	6%	6%	0
	学期数回	-	-	-	23%	26%	+3
	年数回	-	-	-	39%	46%	+7
	未実施	-	-	-	32%	22%	△10

※H29 アンケート質問：保護者や地域の方をゲストティーチャーとして招く授業を実施した（当てはまる、大体当てはまる）

小学校	58%	中学校	40%
-----	-----	-----	-----

ウ 保護者への質問

【表 34】 質問：子供は、学校や地域のボランティア活動に参加している

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	-	56%	54%	50%	49%	△1
中学校	-	59%	61%	61%	57%	△4

【表 35】 質問：学校に関することを、教職員に気軽に相談できる

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	-	87%	88%	61%	62%	+1
中学校	-	76%	80%	49%	49%	0

※H28・H29 アンケート質問：子供の通っている学校は、悩みがあったときにいつでも相談できる体制になっている

【表 36】 質問：子育てについての悩みを、気軽に地域の人に相談できる

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	-	74%	76%	52%	53%	+1
中学校	-	71%	72%	50%	52%	+2

※H28・H29 アンケート質問：子育てについて気軽に相談できる人が地域にいる

【表 37】 質問：子供から1日の出来事についての話を聞いている

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	-	92%	93%	90%	91%	+1
中学校	-	83%	85%	81%	80%	△1

※H28・H29 アンケート質問：子供から学校での出来事についての話を聞いている

エ 地域住民への質問

【表 38】 質問：学校は地域の人材や素材などを積極的に活用した教育活動を行っていますか

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	-	84%	92%	91%	80%	△11
中学校	-	82%	85%	97%	89%	△8

【表 39】 質問：学校運営の目標や学校の課題を共有することができますか

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	-	-	78%	80%	82%	+2
中学校	-	-	71%	78%	79%	+1

【表 40】 質問：学校は、地域や保護者の意見を参考にして学校運営をしていますか

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	-	-	90%	93%	93%	0
中学校	-	-	86%	96%	93%	△3

※H29 アンケート質問：地域や保護者の意見が学校運営に反映されている

《調査結果》

【児童生徒】

- ・ 地域行事への参加の項目(表 30)は、7割以上の数値となっているが、学年が進むにつれ、数値が下がっていく状況となっており、H28 の調査開始以降、傾向は変化していない。
- ・ 「自分の住んでいるまち(地域)が好きだ」(表 31)は、約9割の数値が得られており、5年間を通じて数値は大きく変化していない。

【教職員】

- ・ 社会とのつながりや結び付きを意識した授業の実施の項目(表 32)や、学習のねらいにもとづいた保護者や地域の人材を活用した授業の実施の項目(表 33)について、定期的に行われている状況にあるが、地域人材を活用した授業では、約2割の中学校が未実施となっている。

【保護者】

- ・ 学校や地域のボランティア活動への参加に関する項目(表 34)は、年々数値が減少傾向にあり、H28 の調査開始以降、小学生の参加率は、中学生と比較して減少が大きい。

【地域】

- ・ 地域の人材や素材などを積極的に活用した教育活動を実施に関する項目(表 38)について、小中ともに昨年度と比較して大きく数値が減少している。

《調査結果の分析》

コミュニティ・スクール推進モデル校と、モデル校以外の学校の数値と比較して分析を実施。

【児童生徒】

- ・住んでいる地域への行事参加の項目（表 30）において、コミュニティ・スクール推進モデル校は、肯定的な回答割合が高い。

【教職員】

- ・保護者や地域人材を活用した授業の実施の項目（表 33）について、コミュニティ・スクール推進モデル校は、肯定的な回答割合が高い。特に、ベテラン層で肯定的な回答割合が高い。

【保護者】

- ・教職員への気軽な相談の項目（表 35）について、コミュニティ・スクール推進モデル校は、肯定的な回答割合が高い。

【地域】

- ・地域人材を活用した教育活動の実施（表 38）、学校運営の目標や課題の共有に関する項目（表 39）において、コミュニティ・スクール推進モデル校は、肯定的な回答割合が高い。

《検討委員会・推進部会等での評価・検証》 ●…課題

- 家庭や地域との連携・協働には、学校運営の目標や学校の課題を共有することが重要である。
- コミュニティ・スクール導入に向けて、リーフレットや冊子による啓発に加え、フォーラムを開催したことにより、導入に前向きな意見が多く得られた。
- 学校の教育活動について、地域の方に理解し、承認してもらうための機関が学校運営協議会である。地域に後ろ盾となってもらうことで、学校の教育活動がより積極的な取組となる。
- 学校運営協議会を設置する大きな目的は、本市の2つの教育理念を実現するために、特色ある学校づくりを推進するとともに、学校運営の改善及び教育活動の充実を図ることである。
- コミュニティ・スクールの認知度が、推進モデル校以外では低く、コミュニティ・スクールの取組を家庭や地域に周知する必要がある。
- 学校運営協議会を設置する目的が、学校と家庭や地域で十分に共通理解できていない。
- 「はままつ人づくりネットワークセンター」の講座数が多いが、学校側のニーズと合っているかを検証する必要がある。

(3) 教育の情報化

ア 児童生徒への質問

【表 41】 質問：本などの資料やインターネットを使い、必要な情報を探ることが得意である

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校 (3・4年)	-	-	-	-	81%	-
小学校 (5・6年)	-	-	78%	78%	81%	+3
中学校	-	-	76%	81%	79%	△2

【表 42】 質問：自分の考えや思いを、パソコンを使った資料や新聞などにまとめ、発表することができる

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校 (3・4年)	-	-	-	56%	61%	+5
小学校 (5・6年)	-	-	-	60%	65%	+5
中学校	-	-	-	59%	57%	△2

【表 43】 質問：インターネットやゲームをするときの (情報をやり取りするときの) ルールやマナーを守ることができる

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校 (3・4年)	-	-	-	87%	89%	+2
小学校 (5・6年)	-	-	-	94%	94%	0
中学校	-	-	-	96%	96%	0

イ 教職員への質問

【表 44】 質問：これからの社会を生き抜いていくために必要な資質・能力として、情報活用能力を育てることが大切だと考えている

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	-	-	96%	99%	97%	△2
中学校	-	-	93%	97%	95%	△2

【表 45】 質問：課題や目的に応じて情報手段を選び、情報を収集できるよう指導している

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	-	-	-	84%	82%	△2
中学校	-	-	-	78%	80%	+2

【表 46】 質問：収集した情報から必要な情報を選んで、文や資料をまとめることができるよう指導している

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	-	-	-	81%	81%	0
中学校	-	-	-	74%	78%	+4

【表 47】 質問：文字入力やインターネット閲覧など、パソコンの基本的な操作ができるよう指導している、または予定している

校種		H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	日常的	-	-	-	12%	15%	+3
	月数回	-	-	-	37%	33%	△4
	年数回	-	-	-	35%	38%	+3
	未実施	-	-	-	16%	13%	△3
中学校	日常的	-	-	-	8%	12%	+4
	月数回	-	-	-	20%	22%	+2
	年数回	-	-	-	44%	38%	△6
	未実施	-	-	-	28%	28%	0

※H29 アンケート質問：情報活用能力を育成する授業を行っている
(当てはまる、大体当てはまる)

小学校	65%	中学校	54%
-----	-----	-----	-----

【表 48】 質問：子供に「情報モラル」を育成するための指導を行っている

校種		H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	日常的	-	-	-	14%	13%	△1
	教科領域等	-	-	-	17%	14%	△3
	機会捉えて	-	-	-	61%	66%	+5
	未実施	-	-	-	8%	7%	△1
中学校	日常的	-	-	-	14%	16%	+2
	教科領域等	-	-	-	18%	17%	△1
	機会捉えて	-	-	-	60%	63%	+3
	未実施	-	-	-	8%	4%	△4

《調査結果》

【児童生徒】

- ・ パソコンを使った資料のまとめや発表の関する項目(表 42)は、小学校において数値の上昇が見られるが、中学校は減少しており、小学校と比較しても数値が低い。
- ・ 情報モラルに関する項目(表 43)は、どの学年も高く、学年が上がるにつれて割合も高くなっている。

【教職員】

- ・ 情報活用能力の育成に関する項目(表 44)は、ほとんどの教育が肯定的な回答をしており、除法活用能力の育成に向けて意識が高くなっている。
- ・ 情報モラルに関する項目(表 48)は、「機会を捉えて」まで含め、9割以上が情報モラルについての指導が行われているが、未実施の学校も小学校で約1割、中学校では約3割見受けられる。

《調査結果の分析》

タブレットパソコン活用検証校と、モデル校以外の学校の数値と比較して分析を実施。

【児童生徒】

- ・「すすんで発表している」（表 7）、「本などの資料やインターネットを使い、必要な情報を探ることが得意である」（表 41）の項目において、活用検証校は肯定的な回答割合が高い。
- ・中学校は、「自分のよいところを生かしながら活動している」（表 25）、「インターネットやゲームをするときのルールを守ることができる」（表 43）の項目において、検証校は肯定的な回答割合が高い。

【教職員】

- ・パソコンの基本操作に関する項目(表 47)、ICTを活用した授業の実施(表 47)において、検証校は、ベテラン層において肯定的な回答割合が高い

《検討委員会・推進部会等での評価・検証》 ●…課題

- 「必要な情報の収集」「情報モラル」に関して、子供の意識が高まっている。
- タブレットパソコンの活用により、子供が自分の考えや思いを表出しやすくなった。
- 「情報の収集」「情報の整理・分析」について意識して指導を行っている教員が増加している。
- パソコンの基本操作の指導に関する実践が進んでいる。
- タブレットパソコン活用検証校では、「すすんで発表している」（小1）、「インターネットやゲームをするときのルールを守ることができる」（小3・4）の項目で効果が認められることから、低・中学年におけるICT活用、情報活用能力育成に関する指導が重要と考えられる。
- タブレットパソコン活用検証校では、経験年数30年以上の教員に意識の高まりが見られることから、ICT環境の整備が教員の指導力向上に効果があると考えられる。
- 「自分の考えや思いを、パソコンを使った資料や新聞などにまとめ、発表させる」ことについて指導の工夫が必要である。
- ICT活用指導力に関する研修を受講した教員の割合が低いため、対応が必要である。
- タブレットパソコンの学校での管理について、細かな配慮・指導が必要である。

(4) 教員育成

ア 教職員への質問

【表 49】 質問：学校の運営状況や課題を全職員で共有し、学校として組織的に取り組んでいる

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	-	98%	97%	97%	97%	0
中学校	-	94%	93%	92%	96%	+4

【表 50】 質問：保護者とのよりよい関係づくりに向けた課題を関係する教職員で共有し、組織的に取り組んでいる

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	-	99%	97%	97%	97%	0
中学校	-	95%	95%	94%	96%	+2

【表 51】 質問：自分を伸ばそうと意欲的に学ぼうとしている

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	-	-	95%	93%	97%	+4
中学校	-	-	91%	87%	94%	+7

【表 52】 質問：校内で定期的に行われている研修に、意欲的に取り組んでいる

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	-	-	-	95%	97%	+2
中学校	-	-	-	90%	93%	+3

【表 53】 質問：自分を高めるために希望研修や自主研修などに積極的に参加している

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	-	-	67%	67%	69%	+2
中学校	-	-	58%	54%	55%	+1

《調査結果》

【教職員】

- ・学校の課題や保護者とのよりよい関係づくりに向けた課題の共有に関する項目(表 49. 50)は、小中ともに9割以上の数値となっており、数値の大きな変化も見られない。
- ・自己研鑽や校内研修への参加に関する項目(表 51. 52)は、小中ともに9割以上の数値となっており、自己研鑽や校内研修に意欲的に取り組んでいる。
- ・希望研修、自主研修への参加に関する項目(表 53)は、小学校では約7割、中学校では約6割という数値は大きく変化していない。また、中学校は小学校と比較して1割程度数値が低い状況も変化していない。

《検討委員会・推進部会等での評価・検証》 ●…課題

- 「浜松市教員育成指標」(以下、育成指標)と関連付けた研修の実施により、教職員の資質・能力の向上につながっている。
- 教員自身が「主体的・対話的で深い学び」を経験するため、全校が参加する研修を減らし、自分で研修を選ぶことができるようにするとよいのではないか。
- 「教師の教を学ぶ研修」と「子供の学びを学ぶ研修」に分け、目指す授業の姿が明確に分かる研修があるとよい。
- 教育委員会や教職員が、就職後の手厚い育成制度をPRすることで、教職員を希望する学生に浜松の良さが届くのではないかと。
- 教員一人一人が目標を持ち、主体的に育成指標を活用できるようにする必要がある。
- 本市の教育総合計画の重点に関する研修について、研修参加者の満足度が低いものは研修内容を充実させる必要がある。
- 研修に参加するための移動に時間がかかることや学校内で自習体制を組む必要がある等、参加に関する課題がある。

(5) 学校における働き方改革

ア 教職員への質問

【表 54】 質問：平日の退勤後はリフレッシュできている

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	-	-	-	62%	57%	△5
中学校	-	-	-	53%	49%	△4

【表 55】 質問：休日はリフレッシュできている

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	-	-	-	85%	81%	△4
中学校	-	-	-	58%	62%	+4

【表 56】 質問：時間の使い方を意識した働き方に努めている

校種	H27	H28	H29	H30	R1	前年度比 (pt)
小学校	-	-	-	81%	80%	△1
中学校	-	-	-	72%	74%	+2

《調査結果》

【教職員】

- ・ 平日、退勤後のリフレッシュに関する項目(表 54)は、小中ともに昨年度の数値を下回った。
- ・ 休日のリフレッシュに関する項目(表 55)は、小学校は昨年度の数値を下回ったが、中学校では昨年度よりも数値が上昇した。
- ・ 時間を意識した勤務に関する項目(表 56)は、昨年度と比較して数値は大きく変化していない。

《検討委員会・推進部会等での評価・検証》 ●…課題

- 勤務時間外の電話機の自動音声応答の実施により、放課後、教職員が安心して業務を行うことができている。家庭や地域への文書通知の効果も大きく、理解も得られている。
- 学校閉庁日については、教職員の有給休暇の取得促進につながっている。
- 部活動指導員の配置により、教職員の負担は減っている。
- 「時間の使い方を意識した働き方に努めている」教職員は、8割程度に留まっているため、教職員へのさらなる意識改革が必要である。
- 経験年数が浅い教職員は、授業準備等で時間がかかるため時間外在校等時間が長くなる傾向にある。職員間の協力体制やOJTによるノウハウの継承など、さらに進めていく必要がある。

3 令和元年度の取組状況

(1) 取組状況調査の概要

学校や教育委員会各課が主体となる取組の進捗状況を把握する「取組状況調査」を実施しました。

【学校】

■調査期間 令和元年10月～11月

■調査校種と校数 ※全校悉皆により実施

校種	小学校	中学校	小中一貫校	合計
校数	93校	45校	3校	141校

【関係各課】

■調査期間 令和元年11月～12月

■調査対象課 17課

(2) 「3つの重点」に関する取組状況

ア キャリア教育の推進体制に関する取組

① キャリア教育の全体計画を作成した

校種	実施した	不十分	未実施
小学校	97%	2%	1%
中学校	89%	9%	2%
小中一貫校	100%	0%	0%

② キャリア教育の年間指導計画を作成した

校種	実施した	不十分	未実施
小学校	92%	6%	2%
中学校	82%	16%	2%
小中一貫校	67%	33%	0%

③ 全学年でキャリア教育を実施した

校種	実施した	不十分	未実施
小学校	89%	10%	1%
中学校	93%	7%	0%
小中一貫校	100%	0%	0%

④ 目標を重点化し、PDCAサイクルを機能させながら学校評価を実施した

校種	実施した	不十分	未実施
小学校	99%	1%	0%
中学校	94%	4%	2%
小中一貫校	100%	0%	0%

イ 夢と希望を持ち続ける子供に関する取組

①学校は、子供や地域の実態に応じて、特色ある活動を実施した

校種	実施した	不十分	未実施
小学校	100%	0%	0%
中学校	96%	4%	0%
小中一貫校	100%	0%	0%

ウ これからの社会を生き抜くための資質・能力を育む子供に関する取組

①「はままつの教育」を活用し、主体的に授業改善に取り組んだ

校種	実施した	不十分	未実施
小学校	92%	8%	0%
中学校	100%	0%	0%
小中一貫校	100%	0%	0%

②学校独自の「家庭学習の手引き」を活用し、家庭学習の啓発をした

校種	実施した	不十分	未実施
小学校	89%	6%	5%
中学校	80%	16%	4%
小中一貫校	100%	0%	0%

③子供と保護者に家庭学習の大切さを伝える機会を設けた

校種	実施した	不十分	未実施
小学校	97%	3%	0%
中学校	96%	4%	0%
小中一貫校	100%	0%	0%

④自校の各調査などの結果及び分析結果をもとに、授業改善を行った

校種	実施した	不十分	未実施
小学校	90%	10%	0%
中学校	93%	7%	0%
小中一貫校	67%	33%	0%

⑤各教科・領域などの系統性と関連性、発達段階を押さえた指導の推進につながる内容を取り入れた、中学校区小中合同研修会を実施した

校種	実施した	不十分	未実施
小学校	95%	2%	3%
中学校	96%	2%	2%
小中一貫校	100%	0%	0%

⑥算数科・数学科、理科の授業における指導内容、指導方法、指導形態を工夫した

校種	実施した	不十分	未実施
小学校	89%	9%	2%
中学校	98%	2%	0%
小中一貫校	100%	0%	0%

⑦総合的な学習の時間の年間指導計画を見直した

校種	実施した	不十分	未実施
小学校	88%	11%	1%
中学校	92%	4%	4%
小中一貫校	100%	0%	0%

⑧「はままつマナー」を活用した

校種	実施した	不十分	未実施
小学校	91%	9%	0%
中学校	85%	13%	2%
小中一貫校	100%	0%	0%

エ 自分らしさを大切にする子供に関する取組

①二分の一成人式、立志式を実施した

校種	実施した	不十分	未実施
小学校	96%	0%	4%
中学校	93%	0%	7%
小中一貫校	67%	0%	33%

②幼児と児童の交流、連絡会などによる交流を行った

校種	実施した	不十分	未実施
小学校	94%	3%	3%
中学校	87%	7%	6%
小中一貫校	100%	0%	0%

オ 市民協働の推進（家庭や地域との連携・協働）への取組

①家庭や地域への情報発信をした

（便り・ホームページ…月1回以上、ブログ…週1回以上、学校公開…学期1回以上）

校種	実施した	不十分	未実施
小学校	99%	1%	0%
中学校	100%	0%	0%
小中一貫校	100%	0%	0%

②家庭や地域からの情報収集をした（アンケート調査の実施…年1回以上）

校種	実施した	不十分	未実施
小学校	88%	10%	2%
中学校	89%	7%	4%
小中一貫校	100%	0%	0%

③保護者に対し、基本的な生活習慣の確立、規範意識の育成の呼び掛けをした

校種	実施した	不十分	未実施
小学校	96%	4%	0%
中学校	96%	4%	0%
小中一貫校	100%	0%	0%

④地域施設が提供する講座を積極的に活用した

校種	実施した	不十分	未実施
小学校	60%	12%	28%
中学校	54%	24%	22%
小中一貫校	100%	0%	0%

⑤関係各課や「はままつ人づくりネットワークセンター」が提供する講座を活用した各種教育を実施した

校種	実施した	不十分	未実施
小学校	61%	4%	35%
中学校	51%	13%	36%
小中一貫校	33%	33%	34%

⑥11月11日を基準日として、地域と連携したあいさつや声掛けを実施した

校種	実施した	不十分	未実施
小学校	98%	0%	2%
中学校	100%	0%	0%
小中一貫校	100%	0%	0%

⑦道徳授業を保護者や地域に公開した

校種	実施した	不十分	未実施
小学校	95%	3%	2%
中学校	91%	0%	9%
小中一貫校	100%	0%	0%

⑧中学校区の「目指す子供の姿」について知っている

(参考：実態把握調査 地域住民へ質問)

校種	知っている	知らない
小学校	68%	32%
中学校	81%	19%

※小中一貫校については、校種「中学校」へ計上

カ 教育の情報化への取組

①情報機器の有効活用に関する校内研修を実施した

校種	実施した	不十分	未実施
小学校	82%	11%	7%
中学校	76%	20%	4%
小中一貫校	100%	0%	0%

②情報モラルに関する校内研修を実施した

校種	実施した	不十分	未実施
小学校	64%	16%	20%
中学校	67%	20%	13%
小中一貫校	67%	33%	0%

(3) 「本市の抱える課題」に関する取組状況

ア 学校における働き方改革

①理科支援員を活用した

校種	実施した	不十分	未実施
小学校	73%	0%	27%
中学校	-	-	-
小中一貫校	33%	0%	67%

※理科支援員は小学校へ配置

イ 教員育成

①教職員の資質・能力の向上を図るために効果的にOJTを推進した

校種	実施した	不十分	未実施
小学校	88%	10%	2%
中学校	96%	4%	0%
小中一貫校	100%	0%	0%

(4) 各政策に関する 62 の取組の状況

評価	S：計画より進んでいる	A：計画どおり	B：遅れている
	C：未実施	※：見直しを図り統合・廃止等したもの	

政策1 夢と希望を持ち続ける子供を育てます			
取組	令和元年度の計画・指標	評価	担当課
1-1-1 「夢をはぐくむ学校 づくり推進事業」の 充実	「夢と希望」を育む取組が期待できる 小中学校 24 校に対する支援の充実	S	指導課
1-1-2 子供たちの土曜日の 豊かな教育環境の構築	土曜学習のモデル地区の指定 各年度 2 地区	S	教育総務課
	モデル地区で「はままつ人づくりネットワーク センター」を活用した土曜学習への支援	A	
	モデル地区の事例報告	A	
1-2-1 「目指す子供の姿」 の共有	P D C A サイクルにより改善された計画内容を 反映した第 3 次計画のリーフレットを作成し、 保護者・教職員等に配布	A	教育総務課

政策2 これからの社会を生き抜くための資質や能力を育む子供を育てます			
取組	令和元年度の計画・指標	評価	担当課
2-1-1 学力向上プランの実践 (授業改善と指導力向 上)	「教職員版『はままつの教育』」の発行	A	指導課
	計画訪問の実施 各校 1 回	A	
	教育研究校の指定 7～8 校	A	
	授業改善研修の実施 3 回	A	
	授業改善ビデオを作成 3 本	※	
	優れた教育資料の紹介 10 本	※	
2-1-2 学力向上プランの実践 (自主学習の改善・ 家庭学習の充実)	学校に対する「家庭学習の手引き 参考資料」 の活用の啓発 100%	A	指導課
2-1-3 学力向上プランの実践 (全国学力・学習状況 調査などの活用)	全国学力・学習状況調査の課題となった設問 (複数題)を、「浜松市新学力調査(各学年)」 へ盛り込む	A	指導課

取組	令和元年度の計画・指標	評価	担当課
2-1-4 学力向上プランの実践 (学びを支える環境づくり)	学習支援パックをもとに、国語科において並行読書を勧めるモデルを提示	A	指導課
	支援パックリストをもとに各学校の蔵書充実の促し	A	
	新聞の購読を勧めたり、調べ学習の手引きを活用したりすることの指導	A	
	小学校新教科書に基づく学習支援パックを授業で活用できるよう、図書の内容、構成の充実	A	中央図書館
	ワークショップ、ギャラリートークの利用率 前年比5%増	S	美術館
	学校移動博物館及び教材利用数 85件	A	文化財課 (博物館)
2-1-5 小中一貫教育の充実	小中一貫教育の取組紹介	※	教育総務課
	小中一貫教育の取組状況報告作成	※	
	教科領域における系統性や関連性の指導	A	指導課
2-2-1 英語の指導力の向上と 授業の充実	中央研修へ英語教育推進リーダー派遣 2人	※	指導課
	小学校教諭英語指導力向上のための海外研修 16人	A	教育センター
	中核教員研修の実施 3回	A	指導課
	A L T の研修 月1回	A	
2-3-1 情報教育の充実	学校に有効な情報機器の選定、導入の推進	A	教育施設課
	中学校区健全育成会での情報モラル講座をはじめとした啓発活動達成率 100%	A	次世代育成課 (青少年育成センター)
2-4-1 理数教育の充実	理科支援員配置事業による支援員の配置 100%	A	指導課
	浜松版理科カリキュラムの小中それぞれの実践事例や理科教育に関する情報の更新	A	
2-5-1 環境教育、エネルギー教育、福祉教育、消費者教育などの推進	総合的な学習の時間について、年間指導計画の点検・指導、指導課計画訪問での総合的な学習の時間の授業参観	A	指導課
	E-スイッチプログラムの提供	A	環境政策課
	消費者教育プログラムの提供	A	市民生活課 (くらしのセンター)
2-6-1 道徳教育の充実	「人づくり推進協議会」を実施し、その内容について啓発を図る	※	指導課
2-6-2 生徒指導の充実	子供同士の望ましい人間関係の構築をし、どの子供も安心して自分を表現できる集団づくりの支援、不登校チェックシートの活用	A	指導課

取組	令和元年度の計画・指標	評価	担当課
2-7-1 読書活動の充実	必読図書の設置率 90%	A	指導課
	図書標準達成率 小学校 80% 中学校 45%	B	教育施設課
	図書標準不足冊数校への対応 100%	A	中央図書館
	「学校図書館支援センターだより」の発行	A	中央図書館
	朝読書等全校一斉読書活動実施校 100%	B	指導課
2-7-2 音楽鑑賞の推進	アクトシティ大ホールを会場として音楽鑑賞教室を2日間4公演開催	A	創造都市・文化振興課 (文化振興)
2-7-3 美術鑑賞の推進	「子どもの市展」「地下道ギャラリー」を行い、子供の作品を鑑賞する機会を設ける	A	指導課
	「美術館活用」の園・学校の児童生徒数 9,000人	S	美術館
2-8-1 健康教育の充実	令和元年度における市内関係各課の計画・指標の設定なし		
2-8-2 食に関する指導の充実	献立における浜松産食材の積極的な活用状況調査 2回 地産地消率 35%	A	健康安全課
2-8-3 小中連携による保健管理の充実	教職員を対象としたアレルギー研修会の実施 100%	A	健康安全課
2-8-4 学校における体力の向上	「子供の体力向上指導者養成研修会(全国研修)」への派遣5人	A	指導課
	「体育健康教育指導者研修会」への小中学校の参加率 100%	A	
2-8-5 スポーツの普及	全国大会出場3団体以上、個人出場 延べ120人	S	スポーツ振興課
	放課後スポーツ教室の開催参加児童の満足度 90%以上	※	
2-9-1 防災・減災教育の充実	園・学校の危機管理マニュアルを確認し、必要に応じた指導	A	健康安全課
	学校防災リーダー育成 カリキュラムに沿った研修の推進	A	
2-9-2 通学路交通安全の充実	指定通学路整備要望の集約、対応状況等の追跡調査の実施	A	健康安全課
2-9-3 学校安全の充実 (緊急対応における実践力の向上)	教職員の普通救命講習取得者率 100%	B	健康安全課
2-10-1 幼児教育の充実	「幼児期に育てたい力」指導資料の活用の推進	A	幼児教育・保育課

政策3 自分らしさを大切にする子供を育てます			
取組	令和元年度の計画・指標	評価	担当課
3-1-1 自己を振り返り将来を見据える活動の充実	学校訪問などで、各学校の自己を振り返り、将来を見据える活動の実態把握と指導の実施率 100%	A	指導課
3-1-2 キャリア教育に関する体験活動の充実	各学校におけるキャリア教育の全体計画作成の状況を調査	A	指導課
	学校訪問などで、キャリア教育の実施状況の把握と指導の実施率 100%	A	
3-1-3 「浜市ふるさと講座」	「浜市ふるさと講座」実施時間数 1年生4時間、2年生4時間	A	市立高校

政策4 一人一人の可能性を引き出し伸ばします			
取組	令和元年度の計画・指標	評価	担当課
4-1-1 教育相談体制の充実	SCの増員 2人	B	指導課 (教育総合 支援センター)
	教育相談員及びスーパーバイザーの配置	A	
	新人SCの資質向上のための研修会 4回	A	
4-2-1 適応指導教室の充実	交流体験活動の定期的な実施 18回	B	指導課 (教育総合 支援センター)
	人間関係づくりプログラムの実施 週1回	A	
	担任連絡会の定期的な実施 学期1回	A	
	指導員の増員（不登校児童生徒10人に対し、指導員3人）3人増	A	
	カウンセラーの配置 1か所を増員	A	
4-2-2 校内適応指導教室の設置	校内適応指導教室の整備および指導員の配置については、前年度の実績を踏まえて検討	A	指導課 (教育総合 支援センター)
4-3-1 園・校内支援体制の充実	浜松市就学支援委員会を実施し、就学先の検討・判断 4回	A	指導課 (教育総合 支援センター)
	学校を訪問し、個別の教育支援計画、個別の指導計画を生かした指導の推進	A	指導課
4-3-2 インクルーシブ教育システムの構築・推進	発達支援教育指導員、スクールヘルパーの配置拡充	A	教職員課
	通級指導教室（言語・LD等）の充実	A	指導課 (教育総合 支援センター)
	指導方法や運営の在り方についての指導・助言	A	指導課

取組	令和元年度の計画・指標	評価	担当課
4-4-1 就学相談と適応支援、 母語支援の充実	前年度のテレビ電話の計画を踏まえて配置	A	指導課 (教育総合 支援センター)
	外国人就学支援員を増員	C	
	就学サポーターを増員	B	
	母語教室の開催 3か所	A	
4-4-2 日本語能力に応じた 支援の推進	D L Aについての研修会を実施	A	指導課 (教育総合 支援センター)
	教員配置校に対し、日本語指導が必要な子供の 個別の指導計画作成の支援	A	
	円滑な「特別の教育課程」の実施のための 巡回指導員を配置 3人	B	
	「特別の教育課程」の編成・実施のための 教員の配置計画に基づき教員を配置	A	
	教員未配置校に対し、「特別の教育課程」の 編成・実施のための教材・教具の整備実施	A	
4-4-3 ライフコースの推進	外国人指導担当者や支援員向けの進路研修会の 実施 1回開催	A	指導課 (教育総合 支援センター)
	前年度の実績を踏まえて、ロールモデルに 接する機会を設定	A	
	前年度の実績を踏まえて、進学ガイダンス (情報提供)を行うモデル校を設定	A	
	前年度の実績を踏まえて、学習支援の場を設定	A	
4-5-1 才能を伸ばす プロジェクトの推進	理数、ものづくり、ICT分野における講座の提供	A	創造都市・ 文化振興課 (生涯学習推進)
	受講生、卒業生の成果(受賞歴など)	A	

政策5 園・学校や教職員の力を向上させます

取組	令和元年度の計画・指標	評価	担当課
5-1-1 研修の充実	研修の内容に関して精選・重点化を図り、研修 を企画・実施 研修参加者の満足度 80%	A	教育センター
5-1-2 教職員への支援	学校や教員一人一人の指導に関する指導力 向上、ステップアップを図るための研修の実施	C	教職員課
	「教員のための美術館講座」の参加者 20人	S	美術館
	学校図書館担当者等を対象とした研修の実施	S	中央図書館
	教材利用のための研修会開催 14件	A	文化財課 (博物館)
5-1-3 指導主事の指導力の 向上	異校種間交流で研修を積んだ教員を含め 有能な人材を、指導主事として登用	A	教職員課
	国の教育施策や授業改善に関わる指導などの 研鑽を深めるための課内研修 年間 30回以上	A	指導課
	指導力向上のための研修会実施、研修した内容 を各課指導主事に伝える機会の設定	A	指導課

取組	令和元年度の計画・指標	評価	担当課
5-2-1 園・学校評価の充実	重点目標に沿ったPDCAサイクルが機能する指導	A	指導課
5-2-2 コミュニティ・スクールの基盤整備と推進	推進モデル校による検証 2校	S	教育総務課
	翌年度の推進モデル校の選定 2校	※	
	推進モデル校の成果の周知	A	
5-2-3 学校評議員制度の有効化	浜松市における学校評議員制度の役割と、その活用についてモデルケースを集めた事例集の作成 小中学校で15例	※	教育総務課

政策6 家庭や地域の力を生かした取組を推進します			
取組	令和元年度の計画・指標	評価	担当課
6-1-1 家庭の教育力の向上	家庭教育講座開催の呼び掛け、講師の派遣 家庭教育講座の開催 10校	S	教育総務課
6-1-2 家庭と園との連携充実	「幼児期に育てたい力」家庭版を活用した保護者支援	A	幼児教育・保育課
	保護者が子供の育ちを「はますくファイル」に記録することを促進	A	
	「はますくファイル」の乳幼児健診、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校における活用の啓発	A	
6-2-1 「はままつ人づくりネットワークセンター」の構築・管理運営	「はままつ人づくりネットワークセンター」に対する支援	A	教育総務課
	「はままつ人づくりネットワークセンター」事業の管理運営	A	
6-2-2 放課後の居場所づくり	「放課後子供教室」のモデル小学校区の指定	A	教育総務課
	モデル小学校区に対し、小学校や放課後児童会と連携しながら取組の充実に向けての支援を実施	A	
	モデル小学校区の成果を検証するとともに、学校、保護者等に成果事例の周知	A	
	「放課後児童会」の待機児童や利用人数を踏まえ計画的に施設整備を実施	A	教育総務課
	「放課後児童会」の支援員等に対し、資質向上や情報共有が図られる研修を実施	A	
	ボランティア、学習講座や体験講座等の情報の収集、整理、提供	A	
6-2-3 大学との連携	「はままつ人づくりネットワークセンター」に参画する大学に対し、講座の内容や講師・補助員の派遣などの情報提供を依頼	A	教育総務課

取組	令和元年度の計画・指標	評価	担当課
6-2-4 地域組織との連携	「はままつ人づくりネットワークセンター」に参画する各種地域組織及び市民活動団体や、その関係者に対し、講座の内容や講師・補助員の派遣などの情報提供の働きかけ	A	教育総務課
6-2-5 地域施設との連携	生涯学習施設における地域を活用した子供講座実施 各年度 100 事例	A	創造都市・文化振興課 (生涯学習推進)
	子供向けの体験活動の実施日 80 日	A	文化財課 (博物館)
	子供のためのワークショップ・出前講座利用者 100 名	S	美術館
	出張講座 24 講座	A	創造都市・文化振興課 (科学館)
	地域企業・団体共催講座 14 講座	A	
6-2-6 地域事業所との連携	「はままつ人づくりネットワークセンター」に参画する地域事業所に対し、学習講座や体験活動の内容や講師・補助員の派遣などの情報提供の働き掛け	A	教育総務課
6-2-7 青少年健全育成会との連携	青少年健全育成会と連携し、11月11日を基準日としたあいさつや声掛けの実施 達成率 100%	A	次世代育成課 (青少年育成センター)

政策7 子供の生活や学びを支える教育環境づくりを進めます			
取組	令和元年度の計画・指標	評価	担当課
7-1-1 学校施設の整備・充実	スライダー黒板の整備完了 小学校 82% 中学校 91%	C	教育施設課
	施設の改築・改修	A	
7-2-1 教職員の適正配置	小中学校間の交流人事、特別支援学校との 交流人事の積極的推進	A	教職員課
7-2-2 優れた人材の確保	教員採用選考試験受験者数を前年度程度確保	B	教職員課
	教員採用選考試験倍率 小学校 4 倍以上 中学校 6 倍程度	B	
7-2-3 支援員・補助員の配置 の充実	支援員、補助員の適正配置	A	教職員課
	理科支援員の小学校配置 100%	A	指導課
	発達支援教室を拡大	A	指導課 (教育総合 支援センター)
	A L T の適正配置	A	指導課
7-3-1 検討組織の確立	「自分の学校が元気だ(元気になった)」と 答える教職員の割合が前年度より増加	※	教職員課
	多忙化の要因整理、多忙化解消のための 関係各課、学校への働き掛け	A	教育総務課
7-4-1 学校規模、地域に 応じた取組	「第3次浜松市教育総合計画～教育の情報化編 ～」に基づくICT環境の整備	A	教育施設課
	校外学習等の移動手段への支援	A	教育総務課
	通学支援の実施	A	
7-4-2 教育費の支援	申込者に対する認定(採用)・審査・支給	A	教育総務課
7-4-3 学区の弾力化	各学校における受け入れ可能な児童生徒数を 決定し、制度の周知を行う	A	教育総務課
	申込状況への対応と、入学する学校を変更する ことを認める児童生徒の決定	A	
7-5-1 学校を支える仕組み づくり (大学との連携による 調査)	調査実施、分析、施策への活用	A	教育総務課

「S・・計画より進んでいる」の評価理由

取組	理由	担当課
1-1-1 「夢をはぐくむ学校づくり 推進事業」の充実 小中学校 24 校に対する支援	「学校特色化推進事業」は小中学校全校に、 「やらまいか教育推進事業」は小中学校 25 校に 対して、取組充実のための支援を行った。	指導課
1-1-2 子供たちの土曜日の 豊かな教育環境の構築 土曜学習のモデル指定 2 地区	雄踏・砂丘・引佐北部・富塚西の 4 地区をモデル地区 として指定した。音楽・自然体験など多様な土曜学習 が実施されている。	教育総務課
2-1-4 学力向上プランの実践 (学びを支える環境づくり) ワークショップ、ギャラリートー クの利用率 前年度比 5%増	子供の興味・関心を高める題材を取り入れるなどの 工夫により、利用率が約 13%増加した。	美術館
2-7-3 美術鑑賞の推進 「美術館活用」の園・学校の 児童生徒数 9,000 人	「木梨憲武展」、「スーパーリアルワールド展」等 への来館した児童生徒数は 25,415 人であった。	美術館
2-8-5 スポーツの普及 全国大会出場 3 団体以上、 個人出場も含め延べ 120 人	中体連主催全国大会出場 6 団体 個人出場者 延べ 133 人	スポーツ 振興課
5-1-2 教職員への支援 「教員のための美術館講座」 参加者 20 人	「教員のための美術館講座」参加者 45 人 ・上村松園展でのワークショップ 15 人 ・木梨憲武展でのワークショップ 30 人	美術館
5-1-2 教職員への支援 学校図書館担当者等を対象 とした研修の実施	学校図書館システムの更新に合わせ、新システム運用 に関する研修会を実施した。	中央図書館
5-2-2 コミュニティ・スクールの 基盤整備と推進 推進モデル校による検証 2 校	推進モデル校を、昨年度の 17 校から、新規に 7 校を 指定して試行・検証を進めた。	教育総務課
6-1-1 家庭の教育力の向上 家庭教育講座 10 校開催	小学校 40 校において、43 講座を実施した。	教育総務課
6-2-5 地域施設との連携 子どものためのワークショ ップ・出前講座利用者 100 名	展覧会の開催に合わせ、児童生徒が楽しめる内容の ワークショップや出前講座を実施し、利用者は 308 人 であった。	美術館

「B：遅れている」「C：未実施」の評価理由と改善策

取組	評価	理由	改善策	担当課
2-7-1 読書活動の充実 図書標準達成率 小学校 80% 中学校 45%	B	小学校 84.4% 中学校 33.3% (H31.3 末時点) 蔵書整理に伴い1,000 冊 以上廃棄を行う学校が あった。	計画的な図書の購入・ 更新により、充足率の向 上に努めるよう周知す る。	教育施設課
2-7-1 読書活動の充実 朝読書等全校一斉 読書活動実施校 100%	B	実施校 97% 新学習指導要領完全 実施に伴う、時数増への 対応として、朝読書を 廃止した学校があった。	教育活動における、読書 活動を充実させるための 取組を改めて検討する。	指導課
2-9-3 学校安全の充実 (緊急対応における実 践力の向上) 教職員の普通救命講習 取得者率 100%	B	取得率 83.2% (H31.3 月末時点) 講習受講日と通常業務 の重複等により、講習を 受けられなかった教職 員がいた。	全教職員が確実に講習を 受講できる日程を調整す るよう、学校に周知する。	健康安全課
4-1-1 教育相談体制の充実 SC の増員 2人	B	SC の増員 1人	人員増ではなく、1人当 たりの活動時間増により 相談業務に対応する。	指導課 (教育総合 支援センター)
4-2-1 適応指導教室の充実 交流体験活動の実施 18回	B	体験活動の実施 15回	交流活動の内容、適切な 実施回数を再検討した結 果、実施回数を15回とし て実施していく。	
4-4-1 就学相談と適応支援、 母語支援の充実 外国人就学支援員を 増員	C	支援を必要とする外国 人児童生徒が多く在籍 する学校は14校であり、 増員の必要がなかった。	—	
4-4-1 就学相談と適応支援、 母語支援の充実 就学サポーターを増員	B	広報はままつやHPで の周知、ハローワークを 通じて、随時募集を行っ てきたが、求める人材の 応募がなかった。	広報はままつやHPでの 周知、ハローワークを通 じての募集に加えて、 HICEと連携して人材 の確保を目指していく。	
4-4-2 日本語能力に応じた支 援の推進 巡回指導員の配置3人	C	教科指導員や配置校へ の巡回指導は、非常勤 講師等の2人配置で対 応ができるため。	今後も、巡回指導は必要 な人員で対応していく。	

取組	評価	理由	改善策	担当課
5-1-2 教職員への支援 学校や教員一人一人の 指導に関する指導力向 上、ステップアップを 図るための研修の実施	C	指導力向上教員審査委 員会へ諮る該当教員が いなかったため未実施。	—	教職員課
7-1-1 学校施設の整備・充実 スライダー黒板の整備 完了 小学校 82% 中学校 91%	C	小学校 80.2% 中学校 82.4% (R1.12末現在) 緊急性の高い箇所の 改修を優先したため、 予定していた箇所すべ ての整備ができなかつ た。	学校と調整し、必要に 応じた整備を進める。	教育施設課
7-2-2 優れた人材の確保 教員採用選考試験受験 者数 前年度程度確保	B	・志願者数の減少 H30 536人⇒R1 520人 ・受験倍率の低下	多くの志願者を確保する ため、広報活動（大学訪 問やイベント等）の拡充 や受験要件の見直し等 を行う。	教職員課
7-2-2 優れた人材の確保 教員採用選考試験倍率 小学校4倍以上 中学校6倍程度	B	H30 小2.9倍、中4.1倍 R1 小3.0倍、中3.1倍		

「※：見直しを図り統合・廃止等したもの」の理由

取組	理由	担当課
2-1-1 学力向上プランの実践 (授業改善と指導力向上) 授業改善ビデオを作成3本	H30以降は、新学習指導要領で求められる授業改善について、より具体的・実践的内容を研修会等で直接伝える必要があると判断し、作成を中止したため。	指導課
2-1-1 学力向上プランの実践 (授業改善と指導力向上) 優れた教育資料の紹介10本	新学力調査の結果を踏まえた、本市の学力課題に対応するための練習問題を作成し紹介する取組へ移行したため。	指導課
2-1-5 小中一貫教育の充実 小中一貫教育の取組紹介、 取組状況報告の作成	これまでの取組により、中学校区において小中一貫教育の意義が浸透したため、H30から廃止。	教育総務課
2-2-1 英語の指導力向上と 授業の充実 中央研修へ英語教育推進 リーダー派遣2人	英語教育推進リーダーを養成する中央研修がH30で終了したため。	指導課
2-6-1 道徳教育の充実 「人づくり推進協議会」の 実施・内容啓発	H30から、「人づくり推進協議会」を「道徳教育総合支援事業」へ移行したため。	指導課
2-8-5 スポーツの普及 放課後スポーツ教室の開催 参加児童の満足度90%以上	2小学校において、放課後スポーツ教室を年間20回開催してきたが、指導者の確保が困難であり、参加可能な児童も限られていることから、H30から事業を廃止した。	スポーツ 振興課
5-2-2 コミュニティ・スクールの 基盤整備と推進 翌年度のモデル校の選定2校	R2からはCS本格実施により、推進モデル校を選定しないため。	教育総務課
5-2-3 学校評議員制度の有効化 学校評議員制度の役割と その活用事例集の作成 小・中学校で15例	学校評議員制度は、学校運営協議会制度の導入に合わせ、発展的解消の方向で検討しており、事例集の作成は不要と判断したため。	教育総務課
7-3-1 検討組織の確立 「自分の学校が元気だ(元気 になった)」と答える教職員 の割合が前年度より増加	H30から廃止。 →「学校における働き方改革」推進部会に統合	教職員課

4 令和元年度の取組に対する評価（総括）

各学校に対して行った取組状況調査では、62の取組のうち約7割が「計画通り実施した」という結果でした。また、関係各課に対して行った調査においても、142の取組のうち約9割が「計画より進んでいる」、「計画どおり」という結果が得られました。

このことから、第3次浜松市教育総合計画に掲げられた理念や「目指す子供の姿」の実現に向けて、各取組が着実に推進されていると判断し、令和元年度の取組状況は良好であると考えます。また、3つの重点施策に係る評価等を、以下のとおりまとめました。

（1）キャリア教育

キャリア教育実践モデル校の選定をはじめ、指導主事による訪問指導や全ての学校に対する実践事例の情報発信等によって、キャリア教育を意識した指導に対する意識高揚が図られていることが確認できました。また、調査結果の分析では、キャリア教育実践モデル校の子供は、自己肯定感や将来の展望に関する項目で、保護者は、子供とのコミュニケーションに関する項目で肯定的な回答割合が高いことが確認され、キャリア教育の推進は、子供だけでなく、保護者にも良い影響を与えていることが分かりました。

教員のキャリア教育に対する意識は高まりつつある中、個々の理解や、各学校の実践内容に差が生じていることが課題として指摘されており、全市的なキャリア教育の推進に向けて、方策を講じていくことが必要となっています。

（2）市民協働の推進（家庭や地域との連携・協働）

保護者や地域人材を授業に活用している教員の割合は増加していることから、地域人材の活用を授業の質の向上につなげるという意識が教員に定着している成果と言えます。しかしながら、中学校では、未実施の学校が約2割見受けられ、地域住民への質問においても、学校が地域人材や、素材を積極的に活用しているという受け止めが減少していることが分かりました。

調査結果の分析では、コミュニティ・スクール推進モデル校は、子供の地域行事への参加や地域人材を活用した授業実施の項目等において、肯定的な回答割合が高いことが分かりました。

来年度からのコミュニティ・スクールの本格導入によって、家庭や地域との連携・協働が図られ、教育の質の向上と子供たちのよりよい成長につながることを期待されますが、コミュニティ・スクールの認知度は低いことなどが課題となっており、本格導入に向けて方策を講じていくことが必要となっています。

（3）教育の情報化

情報活用能力の育成は、ほとんどの教職員がこれからを生き抜くために必要な資質・能力と捉え、約8割の教職員が情報活用能力の育成に向けて指導に取り組んでいることが確認できました。

調査結果の分析では、タブレットパソコン活用検証校の子供は、情報収集能力や情報モラルに関する項目において、肯定的な回答割合が高いことが分かりました。

国の教育の情報化に関する動向やタブレットパソコンの整備を見据え、児童生徒がいつでも、どの教科でも活用できる環境の整備や、教員のICT活用指導力の向上を図り、全ての学校でICT機器を効果的に活用した学習活動が展開できるための方策が必要となっています。

5 はままつ人づくり未来プラン検討委員会での有識者等の意見

※この会議には教育委員が全員出席しています。

氏名		学識経験等
1	ふじわら ふみ お 藤原 文雄	国立教育政策研究所 総括研究官
2	しまだ けい ご 島田 桂吾	静岡大学大学院 講師
3	ふじた てるゆき 藤田 晃之	筑波大学 教授
4	しおた しん ご 塩田 真吾	静岡大学 准教授
5	くめ あきひろ 久米 昭洋	常葉大学教職大学院 准教授
6	たけもと いわき 竹本 石樹	浜松学院大学 教授
7	くればやし のぶゆき 紅 林 伸幸	常葉大学教職大学院 教授
8	すずき ひでし 鈴木 秀志	静岡大学 特任教授
9	はせがわ てつや 長谷川 哲也	岐阜大学 准教授
10	きむら よしひろ 木村 好弘	浜松商工会議所 青年部副会長
11	なかこ みつや 仲子 三矢	浜松市PTA連絡協議会 会長
12	いまいずみ こ 今泉 るり子	浜松市PTA連絡協議会 副会長

◎有識者の意見

(1) 教育の情報化の推進について

- ・情報活用能力は、「学習の基盤となる資質・能力」として位置付けられているものであり、育成目標を作成することは意義がある。
- ・育成目標を提示し、教員が意識して取り組むことは非常に有効であり、これからの時代を生きる子供たちには必須である。
- ・基本的な機器操作は一定の基準の中で習得するものであるが、表現や発表の方法は子供の個性や考え方によるものであり、自分らしさに通じるものである。
- ・遠方の専門家とつないだ授業など、遠隔教育の効果は大きいことから、遠隔教育に対応できるICT環境整備も想定していく必要がある。
- ・今後の1人1台端末の使用を想定した通信環境整備は重要である。

(2) 第3次浜松市教育総合計画 後期計画について

- ・後期計画の5年間では、新学習指導要領の実施をはじめ、コミュニティ・スクールの導入、教員の大量交代期による変化が顕著に表れる時期であり、新たな時代を見据えて多岐にわたる取組が挙げられていることは評価できる。
- ・成果指標を毎年度、どう評価して行くかは重要であり、目標を達成する手段が準備されているかを含めて検証していかなければならない。
- ・キャリア教育には、市民協働は不可欠であり、共に推進することが重要。変化の激しいこれからの時代を生きるたくましい子供を育てるには、学校だけでは難しいことを自覚することが大切である。
- ・浜松市がこれまで大切にしてきた理念を大切にしながら、これからの子供に必要な力は何か、支援とは何かを模索していく必要がある。

◎教育委員の意見

(1) 教育の情報化の推進について

- ・タブレットPCの導入を進めていく中で、どのようなソフトが学力の定着などに適切かを見定めていく必要がある。
- ・情報モラル教育は、全てを学校が担うのではなく、家庭との役割を分担して進めていく検討が必要ではないか。
- ・大学と連携したプログラミング教育など、子供が高い技術に触れることは、将来の夢の選択肢を広げ、キャリア教育にもつながるのではないか。
- ・各教科の学びを大切にしながら、情報活用能力の育成についても両立して指導していかななくてはいけない。
- ・ICT機器を使うことを目的にするのではなく、どう効果的に活用するか、子供にどのような資質・能力を育成することが必要かを意識して指導することが重要である。

(2) 第3次浜松市教育総合計画 後期計画について

- ・子供が運動する機会が減少しているため、計画に示す目標を意識して取り組まなければ達成は難しいのではないか。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの相談件数を踏まえ、配置人数を拡充していくことが必要ではないか。
- ・保護者のコミュニティ・スクールの認知度が低いと感じており、戸惑う声も多いため、認知度を上げる取組の推進が必要ではないか。
- ・コミュニティ・スクールが導入されることで学校に関わる組織が集約化され、学校の負担軽減にもつながっていくのが望ましいのではないか。

6 庁内会議での有識者等の意見

(1) 浜松市コミュニティ・スクール推進協議会

1 主な審議課題		本市におけるコミュニティ・スクール（CS）の制度と推進方法について						
2 有識者等	氏名		学識経験等		氏名		学識経験等	
	1	いくしげ ゆきえ 生重 幸恵	特定非営利活動法人 スクール・アドバイス・ ネットワーク 理事長		2	しまだ けいご 島田 桂吾	静岡大学大学院 講師	
	3	ひらさわ ふみえ 平澤 文江	特定非営利活動法人 まちづくりネットワーク WILL 理事長					
3 有識者等の意見		<p>(1) CSの周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の制度理解を促し、学校運営協議会の協議内容を知ってもらうためには、夏休み前などに、学校単位で教職員全員参加の研修会等を開催してもらうと良い。 ・保護者にCSについて知ってもらう手段として、運営協議会委員が、児童生徒に対して説明し、児童生徒から保護者へ伝えることが有効である。 ・保護者・地域住民への周知は、紙媒体と合わせてSNSも利用すべきである。ただし、個人情報取り扱いなどのリスクもあるため、情報発信に関する研修が必須である。 <p>(2) 地域学校協働活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働本部は、組織をつくるのではなく、「緩やかなネットワーク」を形成することが重要である。この点を踏まえれば、多くのCS推進モデル校では、既に本部があると言って良い。 ・協働センター職員と学校支援コーディネーターが連携して地域学校協働活動を進めることは賛成だが、形骸化させないことが重要である。協働センター職員には、地域学校協働活動の進め方などについて研修する機会を定期的に提供すべきである。 <p>(3) 学校運営等に関する意見申出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見申出は、校長が作成する学校運営の基本的な方針に沿っていることが重要である。 ・地域は、基本的に学校の味方である。校長が目線を落とし、地域住民に語り掛けてくれれば、校長の意に反するような意見を言うはずがない。 ・マニュアルとして教職員に示すと、「協議しなければならない」と受け止められる可能性がある。必要な時に参照することができる状況にしておく方が良い。 						
審議結果及び施策の方向性		<ul style="list-style-type: none"> ○ CSについての制度理解を促すため、教職員、保護者、地域住民それぞれに対して最も効果的な方法で周知に努める。 ○ 学校と地域の連携・協働を進め、地域学校協働活動の充実を図るため、学校支援コーディネーターへの研修を継続するとともに、協働センター職員への研修についても担当課とともに検討する。 ○ 有識者の意見を参考に意見申出の手引を修正し、教職員がいつでも見ることができるように学校管理運営システム（ミライム）上にデータを格納する。 						

(2) 浜松市外国人子供支援協議会

1 主な審議課題		外国人児童生徒教科指導員の充実について、中学生で編入した生徒への初期日本語指導のセンター校方式について			
2 有識者等	氏名	学識経験等	氏名	学識経験等	
	1 いけがみ しげひろ 池上 重弘	静岡文化芸術大学 副学長	3 まつもと よしかず 松本 義一	特定非営利活動法人 フィリッパガ伊副理事長	
	2 さとう よういち 佐藤 洋一	公益財団法人 浜松国際交流協会 業務執行理事	4 かなしろ アイコ 金城 アイコ	特定非営利活動法人 ARACE 代表	
3 有識者等の意見					
<p>(1) 外国人児童生徒教科指導員の充実について</p> <p>日本語指導の必要な児童生徒の多い学校への教科指導員の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材を確保し、教科指導員が継続して派遣できるようにしたい。 ・派遣されていた教科指導員は、日本語指導担当教員との連携がうまくできており、子供たちとの関係性も非常に良かった。 ・中学校の専門的な教科内容を指導できるような人材育成が必要ではないか。 ・教員を退職した人たちの再活躍の場としても制度の充実を望む。 <p>(2) 中学生で編入した外国人生徒への初期日本語指導のセンター校方式について</p> <p>持続可能な日本語指導体制をつくるために中学生で編入する外国人生徒への初期日本語指導のセンター校方式について（先進地の実践例参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の日本語のレベルになるまではセンター校で指導し、その後に編入する方が、教科学習の内容理解が高まるのではないか。 ・センター校方式をとったとしても、週に1日から2日は、在籍校に戻って学習した方が日本語を覚えるのではないか。 ・浜松市の広さ、交通事情から考えるとセンター校の場所の選定が課題となる。 					
施策の方向性及び審議結果		<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人児童生徒教科指導員の研修を充実させ、人材育成をしていく。 ○ 中学生で編入した外国人生徒への初期日本語指導のセンター校方式については、ワーキンググループを設け、課題や対応策について研究していく。 ○ 保護者版と教職員版の「外国人児童生徒等の受け入れのためのリーフレット」を、2種類作成する。 			

(3) 浜松市子ども読書活動推進会議

1	主な審議課題 第2次浜松市子ども読書活動推進計画について、学校図書館について			
2 有識者等	氏名	学識経験等	氏名	学識経験等
	1 ゆい 嶺	静岡文化芸術大学 文化政策学部 准教授	3 なかむら こういち 中村 幸一	浜松市 PTA 連絡協議会
2 かわい りょうこ 河合 亮子	浜松市社会教育委員	4 いしの やすこ 石野八須子	天使園子どもの家 前 園長	
3	有識者等の意見			
<p>(1) 第2次浜松市子ども読書活動推進計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書の購入と同時に、除籍・廃棄作業も、バランスを取りながら行うことが大事である。 ・ 学校図書館の実績は、数字の上では十分整っていると感じる。子供達が本を手にとって自分の力で読むように教員が指導していかななくてはならない。 ・ 中学生は、読書から一旦離れる年代であるが、学校生活の中に図書館や読書が「点」としてでも存在していれば、「本を読む人がいること」を学んで卒業する。今読んでいなくても将来どこかで本に戻ってくるのではないか。 ・ 中高生は、紙の本を読む気持ちになれない時期。紙の本の大切さを伝え続けていくことが大切であり、利用者カード登録数など数だけを追うと大切なところを見失ってしまうのでは。 ・ 0歳から丁寧に絵本に関わって育てられている子は日常の中に絵本が一体化している。乳幼児期が大切である。 ・ 次年度も新しい学校図書館システムに関する講習会を開催した方がよいのではないか。 <p>(2) 先進校視察時における学校図書館への意見（浜松市立北部中学校への学校訪問）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当教員と補助員、図書委員の調整や協力体制が素晴らしい。学校全体で図書室の利用と読書活動に取り組み、成功していると感じた。 ・ 学校図書館を運営する上で、PDCA サイクルを回し、どのように改善を図っていくかが大切だと考える。非常に望ましい運営のあり方が見えた訪問だった。 ・ 漫画を所蔵しているが、生徒からのリクエストでは選ばない。またリクエストを受けた際、なぜ購入しないのかを明確に説明するなど、上手に活用している様子が伺えた。 				
審議結果及び施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中高生対象のサービスについては来館者数の増加のみを追い求めるのではなく、様々な本が常にある場として魅力ある環境作りと情報発信を行い、図書館への来館を促す。 ○ 今年度は、学校図書館システムの更新に伴い機器や操作方法、サポート体制が大きく変わったため、学校図書館補助員を対象とした研修会を年明けに実施。今後も学校図書館の円滑な運営に資するよう、補助員のバックアップとなる研修会を開催していく。 ○ 通常の読書が困難な子供達にマルチメディアデジター図書の提供を行い、読書活動の一助となるよう努める。 ○ 「第3次浜松市子ども読書活動推進計画」の策定（令和4年3月予定）に向け、国や県、他市町村の動向や状況に目を配りながら、本市の状況を把握するためにアンケート等の調査を計画的に進める。 			

(4) 浜松市幼児教育推進協議会

1 主な審議課題		浜松市の幼児教育推進に関する事項についての協議		
2 有識者等	氏名	学識経験等	氏名	学識経験等
	1 しまだ けいご 島田 桂吾	静岡大学大学院 講師	5 こいけ のりみつ 小池 典光	地域型保育事業代表 すこやか保育園長
	2 くらた めぐみ 倉田 恵	私立認定こども園代表 和合こども園長	6 かわい かずよ 川井 和代	認証保育所代表 さくら保育園長
	3 ひらまつ いさこ 平松伊早子	私立幼稚園代表 志都呂幼稚園長	7 つのだ みほ 角田 美穂	保護者代表 (保育園)
	4 いしやま ひろし 石山 洋	私立保育所代表 こばと保育園長	8 いだみなみ 井田未奈美	保護者代表 (幼稚園)
3 有識者等の意見				
<p>(1) 「幼児期に育てたい力」教職員用指導資料の普及・啓発について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園の研修で活用できる。実際に園で行った保育、見た保育について資料のどの部分に該当するか確認するなどの方法がある。職員の経験や年齢に合わせて使用したい。 ・コラムや写真は、どの年代の職員にとってもわかりやすい。子供のエピソードと共に職員会議で活用できる。保護者に対してはおたより等に一部内容を掲載して活用を図ることができる。 ・指導資料により浜松市としての方向性が統一された。目的はオール浜松を実現させるツール(共通言語)となることである。小学校も含めて活用の仕方を工夫していくとよい。幼児教育アドバイザーをどう絡ませていくかが課題である。 ・幼児教育アドバイザーは現場と行政をつなぐ人であり、どう活用していくかは現場のニーズによって検討されるべきである。今後ニーズ調査や現状把握をして進めていくとよい。 <p>(2) 「幼児期に育てたい力」はまずく版(「すくすく育てはままつっ子」)改訂案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はまずく版の普及・啓発には「使ったらよかった」という成功体験が必要である。保護者には意図的に見せる機会を作り、家庭での成功体験を共有する場が必要である。会合等で使っていくべきである。 ・「のびる芽を支える家庭の力」の4つの愛情の部分が大切なので、強調すべきである。 ・保護者としては「非認知的能力」は言葉の理解が難しい。改訂案の読者は保護者であるため「心の力」という言葉を使い、「非認知的能力」の意味を注釈として加えるなど工夫するとよい。 				
施策の方向性及び審議結果及び		<ul style="list-style-type: none"> ○「幼児期に育てたい力」指導資料普及のための浜松型幼児教育アドバイザーに関しては、今年度のニーズ調査の結果を基に配置について検討する。 ○「幼児期に育てたい力」はまずく版は「家庭で大切にしたい子育てのポイント」として「はまずくファイル」に綴じ、本年4月より更新する(予定)。 		

Ⅲ 教育委員会の活動状況

活動の概要 (㊿は平成30年度の活動回数)

○教育委員会会議の開催・・・16回 (㊿13回)

教育委員会会議は、定例会・臨時会合わせて16回開催しました。

会議では、教育委員会規則の改正や人事案件、教科書採択等の議案を審議するとともに、市議会上程議案に対する意見聴取を行いました。

また、学校における働き方改革や全国学力・学習状況調査の結果、教職員のSNS利用に関するガイドライン等について、各委員が様々な観点から議論を重ねました。

なお、移動教育委員会は4回開催しました。

(開催内容の詳細は62・63頁参照)



<7月23日 教育委員会定例会>



<1月29日 教育委員会定例会>

○教育委員会協議会の開催・・・12回 (㊿13回)

教育委員会協議会は、教育委員会会議の開催日等に合わせ、毎月開催しました。

会議では、教育委員会に提案する議題の提案理由等について事前説明を行い、教育委員会会議の円滑な運営や、議論の活性化を図りました。

また、教育行政全般に関する喫緊の課題等について、事務局から資料の提供や説明を行うなど、教育委員会の情報共有の場として活用しました。

○教育委員としての活動・・・46回 (㊿54回)

教育委員会会議以外では、はままつ人づくり未来プラン検討委員会等の会議への出席や、教職員採用試験の面接、学校及び教育施設への訪問など、様々な活動を行いました。

<内訳>

◆会議出席・・・21回（㊟22回）

・はままつづくり未来プラン検討委員会
（7月、12月、1月）

第3次浜松市教育総合計画 前期計画の取組状況の評価・検証を行いました。また、第3次浜松市教育総合計画 後期計画や教育の情報化などについて、教育長・各教育委員が有識者等と活発に協議しました。



<12月13日 はままつづくり未来プラン検討委員会>

・三遠南信教育サミット（7月）

教育分野での連携と広域交流を推進することを目的とした会議に、教育長と鈴木委員が参加しました。

今年度は、長野県松川町で開催され、講演や他都市による事例発表が行われました。



<7月19日 三遠南信教育サミット>
（長野県松川町）

・指定都市教育委員会協議会（6月、1月）

指定都市教育委員会相互の連絡を緊密にし、協力して大都市教育行政の推進を図り、教育本来の使命を達成することを目的とした会議です。

6月は教育長が参加し、国に対する要望事項について調整を行い、1月は教育長と鈴木委員が参加し、「教育の情報化の推進について」をテーマに意見交換を行いました。



<1月21日 指定都市教育委員会協議会>
（東京都）

（その他）

- ・都道府県・指定都市教育委員研究協議会
- ・静岡県市町教育委員会協議会の研修会 等

◆学校・施設訪問・・・6回（㊦12回）

- ・指定公開保育（10月）、指定教育研究発表会（10月、11月）
幼稚園2園、小学校2校、中学校1校



<10月10日 雄踏幼稚園>



<10月29日 光明幼稚園>



<10月11日 中郡小学校>



<10月18日 蛸塚中学校>



<11月1日 西小学校>

（その他）

- ・市立高校入学式
※業務を見直しにより、小中学校・市立高校の卒業式への出席を取り止め

◆その他の活動・・・19回（㊦20回）

- ・浜松教師塾開講式（5月）、コミュニティ・スクール推進フォーラム（10月）等



<5月13日 浜松教師塾開講式>
(教育センター)



<10月25日 コミュニティ・スクール
推進フォーラム> (教育会館)

1 教育委員会制度

教育委員会は、常勤の教育長と非常勤の教育委員で構成される合議制の機関として、市長から独立して自ら決定権を持ち、教育、文化、生涯学習、スポーツ等の幅広い施策を行っています。

平成26年6月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下、「法律」という）が一部改正され、平成27年4月1日から施行されました。

この改正では、教育委員長と教育長を一本化し、市長が議会の同意を得て直接任命する教育長を教育委員会の代表者としたほか、市長と教育委員会を構成員とする「総合教育会議」を設置することとし、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築及び市長との連携の強化が図られました。

浜松市教育委員会では、平成28年1月1日から新制度に基づく体制に完全移行しました。

2 教育委員会組織

浜松市教育委員会は、教育長及び5人の教育委員の計6人で構成され、月に1回定例会を開催し、教育に関しての重要な事項を審議・決定しています。

教育長と教育委員は、ともに市長が市議会の同意を得て任命しています。任期は教育長が3年、教育委員が4年となっています。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するとともに、具体の事務を執行する、教育行政の第一義的な責任者で、所属職員の指揮監督を行っています。

教育委員会の構成

役職	氏名	任期		備考
教育長	はな い かずのり 花井 和徳	2期	H31. 1. 1～R3. 12. 31	元浜松市学校教育部長
教育長 職務代理者	すずき しげゆき 鈴木 茂之	2期	H28. 10. 4～R2. 10. 3 [H30. 10. 1 から現職]	元浜松市PTA連絡協議会会長 会社経営 [保護者]
委員	あつみ としゆき 渥美 利之	2期	H29. 4. 1～R3. 3. 31	弁護士
委員	やすだ いくよ 安田 育代	1期	H28. 7. 1～R2. 6. 30	元中学校長
委員	くろやなぎ としえ 黒柳 敏江	1期	H29. 10. 3～R3. 10. 2	元浜松市PTA連絡協議会副会長 [保護者]
委員	たなか さわこ 田中 佐和子	1期	H30. 10. 1～R4. 9. 30	医療事務 [保護者]

3 教育委員会会議

教育委員会会議は、原則として毎月1回の公開の定例会のほか、必要に応じて臨時会を開催しました。

(1) 令和元年度開催回数

16回(3013回) 定例会12回(3012回)
臨時会 4回(301回)

(2) 開催時間平均

1時間28分(301時間18分) ※臨時会は除く。

(3) 議案の内容

議案の内容	件数
① 議会提出議案等に対する意見	20
② 人事案件	22
③ 教育委員会規則・規程等の制定、改廃	17
④ 計画等の策定	3
⑤ 教科書採択	2
⑥ 文化財の指定	1
⑦ 教育委員会点検・評価等	1
計	66

・議案・・・66件(3043件)
・報告・・・35件(3034件)
(議案等一覧はP.56、P.57参照)

(4) 傍聴者数

●●人(平均●●人/回)(3050人[平均4.2人/回])

※非公開会議は除く。

(参考) 移動教育委員会86人(平均2.2人/回)(3087人[平均2.9人/回] ※3回)

(5) 会議録

○会議録を作成し、次回会議での承認後、速やかに公表しました。

(記載項目)

- ・開催日時、場所
- ・出席状況(出席者役職・氏名)
- ・傍聴者数
- ・議事内容(議案について発言者の発言内容の要点を記録)

○会議録に加え、会議資料及び報告事項に関する質疑応答の概要もホームページで原則公開しています。市政情報室及び各区役所の市政情報コーナーでも閲覧できます。

4 教育委員会協議会

教育委員会会議の開催日等に合わせ、教育委員会協議会を12回（~~30~~13回）開催しました。協議会では、教育行政上の課題に適切かつ迅速に対応するため、全国的に取り上げられた教育に関する話題などについて事務局から適宜報告を行いました。

（案件の主なもの）

- ・ 小中学校空調整備事業
- ・ 浜松市放課後児童会運営委託化モデル事業
- ・ 新型コロナウイルスに係る対応
- ・ 浜松市奨学金事業
- ・ 浜松市立幼小中学校における津波対応
- ・ 人事案件 等

5 総合教育会議

（1）目的

平成27年4月から施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、市長と教育委員会が教育政策の方向性を共有し、教育行政を推進するための協議・調整を行う場として設置されました。

（2）内容

今年度は、「教育委員会・学校の児童虐待に対する対応」、「教育推進大綱の見直しの検討」及び「教員の人材確保」について、市長、教育長及び教育委員が意見交換を行いました。

（3）出席者

市長、教育長、教育委員

（4）開催結果

会 場		日 時	傍聴者数	協議事項 対応状況
第1回	浜松市役所	7月12日（金） 10:00～11:30	1人	・ 「教育委員会・学校の児童虐待に対する対応」について
	5階 庁議室			・ 「教育推進大綱の見直しの検討」について
第2回	浜松市役所	12月17日（火） 15:00～16:30	10人	・ 児童生徒、保護者への相談窓口の周知
	5階 庁議室			・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充
	浜松市役所			・ 「教員の人材確保」について
	5階 庁議室			・ 保護者も参加可能な教員採用ガイダンスの実施やYouTube等を活用したPRの実施
				・ 選考試験内容の変更や大学等推薦特別選考の新設等を予定

6 移動教育委員会「語り合おう！はままつの教育」

(1) 目的

教育長講話や参加者との意見交換を通じ、開かれた教育行政の推進を図り、浜松の教育について理解を深めていただくとともに、教育委員会審議に資することを目的に開催しました。

(2) 出席者

- ・教育長、教育委員
- ・学校教育部長、関係課長

(3) 開催結果

参加者数 86人 (30：87人) 1回平均 約22人 (30：約29人)

会場		日時	参加対象	参加者数	内容等
第1回 (中区)	浜松市防災学習 センター 3階 多目的ホール	8月1日 (木) 15:00 ～ 16:30	小中学校の 教頭代表	22人	・「学校における働き方改革」について意見交換を実施。 ・教頭の勤務実態や各学校での取組を把握するとともに、多忙化解消に向けて話し合った。
第2回 (北区)	浜松市教育会館 2階 中会議室B	9月7日 (土) 13:00 ～ 15:30	小中学校の 保護者代表	27人	・浜松市PTA指導者研修会の分科会で「第3次浜松市教育総合計画 後期計画(案)」の概要等について意見交換を実施。 ※全体会では教育長講話を実施。 (約250人参加)
第3回 (中区)	浜松市立高等学校 3階 大会議室	11月13日 (水) 15:30 ～ 16:30	浜松市立 高等学校 の生徒	21人	・授業参観及び「教員を目指す理由」について意見交換を実施。 ・教職員を目指している生徒を後押しするとともに、教員職の魅力を伝え、不安解消に向けて話し合った。
第4回 (天竜区)	天竜区役所 2階 大会議室	12月14日 (土) 10:00 ～ 11:30	市民	16人	・教育長講話及び参加者の質問、要望等について意見交換を実施。 ・これからの子供たちに必要な教育や働き方改革等について話し合った。

(4) 参加者のご意見・ご感想等（アンケートより）

①第1回

- ・教頭会で情報共有することは、以前より増えたように思うが、なかなか弱音も吐けないというのが正直なところだった。教育委員から「本音を聞かせて欲しい」と促されたことで、肩の荷が少し軽くなった気持ちで参加することができた。
- ・各教育委員が、教頭の話を含きながら聞いてくださり、とても安心した。
- ・日頃、疑問に思うこと、改善して欲しいことがあっても、日々の忙しさの中で十分に向き合う時間が持てないのが現実だった。しかし、今回の意見交換会を通じて、今、問題となることを自分自身の中で整理することができた。
- ・教育委員の方の質問も示唆に富んだところが多く、自己の業務内容や学校の働き方改革について、考える視点を得ることができた。
- ・他学校の教頭の話聞く中で、自分と同じと思えたり、自分も考えなくてはいけないと反省したりと、非常に良い機会になった。

②第2回

- ・教育委員会での取組がわかり、他の保護者の意見も聞いて良い機会になった。
- ・教育委員や教育委員会の方と率直な意見交換ができて良かった。
- ・私たちの意見も届く場があり、良かった（貴重な体験だった）。
- ・今後もこのような会を開き、保護者からの生の意見を聞いて欲しい。
- ・色々な意見があったが、もう少しテーマを絞って、話を進めた方が良かったと思った。



<8月1日 第1回移動教育委員会>
(防災学習センター)



<9月7日 第2回移動教育委員会>
(教育会館)

③第3回

- ・同じように夢を持つ同級生や先輩の貴重な意見を聞くこと、教育長や教育委員会の方との意見交換はとても充実し、有意義に語り合うことができた。
- ・教育委員会の方も、ユーモアを交えながら、アットホームな感じで話をしてくださり、自分の本当の気持ちをリラックスして話すことができた。
- ・教育委員の皆さんや先輩・同級生の意見がとても参考になり、より先生を目指したいという気持ちが増した。ありがとうございました。
- ・今回、移動教育委員会に参加できたことでより教師になりたいと強く思った。色々な不安が解消され、私も将来教師になったら生徒から信頼され、憧れる先生になりたい。
- ・一番印象に残ったのは、教育委員の皆さんが口をそろえて、「教師は夢がある仕事ですね」と話されていたこと。教育現場に関わる方からそのような話を聞くことができ、すごく嬉しく、心強かった。
- ・教育に携わる仕事をしている方、自分と同じように教員を目指している人たちと自分の意見をストレートにぶつけることができ、また、それを皆さんが受け止めてくれたことで、とても安心感があり、本音で語り合えたことが本当に良かった。

④第4回

- ・移動教育委員会は是非続けて欲しい。
- ・様々な意見を聞くことができ、新たな気づきや発見もあり、今後の育児や学校生活のサポートに活かしたい。
- ・教育の抱える課題は実に多様で、なかなか焦点をしぼることは難しいのではないか。時間も限られているので、少し課題を焦点化した意見交換にしたら良いと思った。
- ・貴重な話もあったが、せっかく多様な思いの皆さんであるので、全体のみならず、小グループ等に分ける工夫があっても良いと思った。



<11月13日 第3回移動教育委員会>
(浜松市立高等学校)



<12月14日 第4回移動教育委員会>
(天竜区役所)

7 広報活動

(1) 浜松市ホームページによる教育委員会の情報提供

教育委員会に関する情報は、トップページの「教育・文化スポーツ」から検索できます。主な情報を紹介します。

①お知らせ

インフルエンザによる学級閉鎖の状況や新型コロナウイルス感染症の対応状況などの情報を随時更新しました。

また、入学式、卒業式の日程など、問い合わせの多い内容について掲載しています。

②申請・手続き

浜松市教育委員会の事業後援の申請方法や市立幼稚園・小中学校の入園・入学手続き、転居する場合の手続きなどについて掲載しています。

③相談

学校生活、友人関係、不登校など教育全般に関する相談や、いじめに関する専用ダイヤル「浜松市いじめ子どもホットライン」などの相談窓口を紹介しています。

④教育施策

第3次浜松市教育総合計画、学校における働き方改革、浜松市立中学校部活動運営方針など、様々な教育施策の展開について詳しく説明しています。

⑤その他

教職員・支援員等の採用や募集、情報や教育実習の受け入れ、小中学校の通学区域などに関する情報も掲載しています。

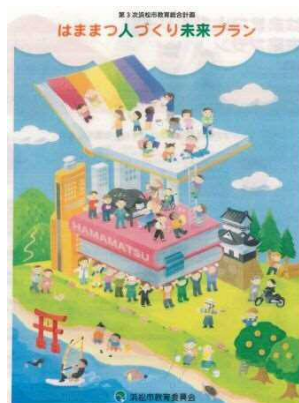
※浜松市立の各幼稚園・小中学校のホームページにもリンクしています。

(2) 「はままつ人づくり未来プラン」リーフレットの発行

「第3次浜松市教育総合計画」の主な取組内容を保護者の皆様に伝えるため、「はままつ人づくり未来プラン」リーフレットを毎年発行しています。

(3) 「浜松市のコミュニティ・スクール」の発行

コミュニティ・スクール推進モデル校で試行している「はままつ型コミュニティ・スクール」の仕組みや、取組の様子などを伝えるため、リーフレット「浜松市のコミュニティ・スクール」を発行しています。



<はままつ人づくり未来プラン>



<浜松市のコミュニティ・スクール>

8 令和元年度の教育委員会活動の検証と今後について (教育長・教育委員の意見)

花井 和徳 教育長

令和元年度は、「目指す子供の姿」の実現に向けた施策の取組が、概ね良好に推進されました。今年度は第3次浜松市教育総合計画における前期計画の最終年でもあることから、各学校や各課の取組については、単に前年度比較の数値に一喜一憂することなく、5年間の歩みを振り返り、適確な分析・検証をする必要があります。こうして5年間の成果や課題を踏まえ、それを目に見える形にして意識しながら、後期計画を実効性あるものに高めるよう、戦略的に進めていく必要があります。

いよいよ本年4月から小学校において新学習指導要領が本格実施されます。また、コミュニティ・スクールも順次、本格的な導入が始まります。新たなステージを迎えた後期計画が、計画の重点として定めた、キャリア教育、市民協働、教育の情報化の3本柱をどのように有機的に結び付け、構造化していくかという視点もあわせ待ちながら、取り組む必要があると考えています。

鈴木 茂之 委員

新学習指導要領本格実施となる令和2年度を迎えるにあたり、今年度は第3次浜松市教育総合計画 前期計画の総仕上げの年でした。5年間様々な取組をし、よりよい深化を重ねてきたと思っています。中でも、キャリア教育については、浸透度が上がってきたと感じます。特別なことではなく、日々の中で様々な繋がる見方をしていくことは、積み重ねとなって生きてくるものだと思います。

研究発表では、教科担任制や外国語教育など、来年度以降へのヒントや切り口に溢れる内容で、素晴らしいものでした。

コミュニティ・スクールとICT教育については、今後も継続して実効性のある施策を進めていく必要性を感じます。

全ての事柄において、評価・検証作業での目標値や達成値では測れない、実感を伴うものにすることが、教員の働き方改革にも繋がっていくものだと考えます。

国立教育政策研究所の藤原総括研究官の『チェンジメーカーを創れ』、『「未来」は「今」の延長線上にはない』という言葉、私たち教育委員も実践を通して示していかなければならないと考えます。

渥美 利之 委員

教育の要諦は、認知能力（学力、知識、技能等）と非認知能力（忍耐力、自制心、創造性、協調性、コミュニケーション力、主体性、自己肯定感、道徳心、倫理観、規範意識等々）をバランスよく養い育てることにあります。しかし、「徳は才の主、才は徳の奴なり」（「菜根譚」洪自誠）の教えに従えば、非認知能力は土台であり、その上に認知能力を積み上げることが肝要。

そこで、実務家（弁護士）の端くれとしては、「知行合一」（王陽明）に従い、その実践を教育現場（学校）に見るべく、中学校の学校評議員、学校運営協議会委員に就任。以来6年。そこで見た教員諸氏の真摯且つ真面目に実践する姿には感嘆至極。しかるに、他方で、市内の教育現場の処々では、子供たちの魂に彫刻を彫るべき職責を担う者が、酒気帯び運転にとどまらず、昨年に至っては、盗撮等の破廉恥行為にまで及ぶ始末。この事実は、教育、教育委員会の自壊・自滅に他ならない。不信は教育の敵。世の不信、批判は認知の数倍と心得るべし。上記教育の要諦の視点から言えば、まず、誰が、何を自覚すべきか自明です。教育委員として、深く自省する次第。

安田 育代 委員

教員志願者の減少は、教育界にとって大きな問題です。教職が魅力的に映らず、大変さだけが浮き彫りにされているからでしょうか。人を育てる人がいないということは、未来を閉ざすことと同じです。今年度、移動教育委員会で教職希望の高校生と意見交換をしました。教職を目指す理由を尋ねたところ、小中学校の先生から影響を受けたという答えが多数ありました。定数や待遇の改善と共に、この高校生の思いを浜松の先生方に共有していただき、目の前の子供たちに教職の素晴らしさを伝えていただけたらと願っています。

また、総合教育会議では虐待について議論しました。市民協働は子育てについても言えることです。浜松市から子供の虐待は出さないという強い思いを持つことが必要です。多くの大人の目で子供を見守る、これはコミュニティ・スクールの取組にも通じます。

教育委員として、これからも微力ながら努力していきたいと思います。

黒柳 敏江 委員

移動教育委員会では、新たな取組として学校現場で最も多忙と言われている教頭や、教職員を目指す高校生との意見交換はとても有意義だったと感じました。教職員の多忙化や人材確保については近年大きな課題となっています。特に人材確保については総合教育会議でも議論してきました。今後は、教職員の志願者数を増やすとともに採用前後の人材育成にも力を入れることが課題であるように思います。

また、未だ絶えることのない教職員の不祥事は教育に携わるもの全員が意識を改める必要があると思います。

目まぐるしく変革する教育の中で今何が重要視されるのか、していくのか見極める力が大切だと感じる1年でした。

今後も未来を担う子供の育成の為に現場の声、保護者・地域の声に耳を傾け、教育委員として何ができるのか模索しながらよりよい教育が実現できるよう尽力していきたいと思います。

田中 佐和子 委員

今年度は、第3次浜松市教育総合計画 後期計画の策定にあたり、前期計画の成果を維持しつつ、課題となる点をどのように改善・是正していくかという、大きな集積と深化の年度でした。その過程においては、浜松市の目指す教育理念を踏まえつつ、急速に変化する社会環境を見据えながらも「今の子供たちが未来を創造する」という確固たる思いを持ち、取り組んでまいりました。

総合教育会議で議論された、教育相談対応体制の充実や個々の状況に応じた教育機会の確保では、教育分野に限らず専門職や専門機関との連携がますます推進されることが重要であると思います。また、キャリア教育やコミュニティ・スクールでは、有用であるという確かな根拠や評価が求められますので、今後も継続して丁寧な取組が大切であると考えます。さらに、浜松市独自の地域特性や学区の特性を生かし、先駆的な試みがなされることを期待しています。

より質の高い浜松市の教育へつながるよう、教育委員として議論や考察を重ね、与えられた使命を果たしていきたいと思います。

(参考) 教育委員会議案・報告事項等一覧

※議案の内容はP. 48の3(3)「議案の内容」の番号と対応しています。↓

開催日	区分	番号	議案	所管課	議案の内容	
4月25日(木) 傍聴2人	議案	1	第36期浜松市社会教育委員の委嘱について	創造都市・文化振興課	②	
	議案	2	浜松市スポーツ推進審議会委員の委嘱について	スポーツ振興課	②	
	報告	1	学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の推進について	教育総務課		
	報告	2	平成31年度全国学力・学習状況調査について	指導課		
	報告	3	校外及び校内適応指導教室について	指導課		
	報告	4	平成30年度浜松市立高等学校の部活動と進路等の状況について	市立高等学校		
	報告	5	市内の新たな県指定文化財・国登録文化財について	文化財課		
	報告	6	平成30年度美術館入館者10万人達成について	美術館		
5月24日(金) 傍聴4人	議案	3	令和元年度5月補正予算(案)の議会提案について	(非公開)	①	
	議案	4	浜松市教育職員の給与に関する条例及び浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正の議会提案について	(非公開) 教職員課	①	
	議案	5	浜松市立図書館条例の一部改正の議会提案について	(非公開) 中央図書館	①	
	議案	6	工事請負契約締結の議会提案について	(非公開) 教育施設課	①	
	報告	9	令和元年度浜松市奨学生の選考結果について	教育総務課		
	報告	10	令和元年度浜松市放課後児童会登録児童数及び待機児童数について	教育総務課		
	報告	11	平成30年度学校施設等の被害状況について	教育施設課、幼児教育・保育課		
	報告	12	平成30年度教職員の体罰・不適切な言動に関する調査結果について	教職員課		
	報告	13	令和2年度浜松市立小・中学校教員採用選考試験志願状況について	教職員課		
	報告	14	平成30年度問題行動、不登校及びいじめの実態について	指導課		
	報告	15	平成30年度園児・児童・生徒の交通事故状況と不審者情報について	健康安全課、幼児教育・保育課		
	報告	16	平成30年度通学路整備要望調査について	健康安全課、幼児教育・保育課		
	6月18日(火) 傍聴2人	議案	7	浜松市立図書館条例施行規則の一部改正について	中央図書館	③
		議案	8	浜松市立図書館協議会委員の委嘱について	中央図書館	②
		議案	9	浜松市博物館協議会委員の委嘱について	文化財課	②
		議案	10	浜松市文化財保護審議会委員の委嘱について	文化財課	②
議案		11	浜松市美術館協議会委員の委嘱及び任命について	美術館	②	
報告		17	令和元年度移動教育委員会「語り合おう!はままつの教育」の開催について	教育総務課		
報告		18	平成30年度学校給食費の未納状況について	健康安全課		
7月23日(火) 傍聴17人	議案	12	令和2年度使用浜松市立高等学校教科用図書採択について	市立高等学校	⑤	
	議案	13	令和2年度使用浜松市立小・中学校教科用図書採択について	指導課	⑤	
	報告	19	市内の新たな国登録文化財について	文化財課		
8月1日(木) (臨時) 傍聴なし	議案	14	教職員の人事について	(非公開) 教職員課	②	
	議案	15	教職員の人事について	(非公開) 教職員課	②	
8月28日(水) 傍聴2人	議案	16	令和元年度9月補正予算(案)の議会提案について	(非公開)	①	
	議案	17	浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正の議会提案について	(非公開) 教職員課	①	
	議案	18	浜松市立幼稚園条例の一部改正の議会提案について	(非公開) 幼児教育・保育課	①	
	議案	19	浜松市学校運営協議会規則の制定について	教育総務課	③	
	報告	20	令和元年度全国学力・学習状況調査「浜松市の結果(概要)」について	指導課		
9月26日(木) 傍聴2人	議案	20	浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について	教職員課	③	
	議案	21	浜松市立幼稚園園則等の一部改正について	幼児教育・保育課	③	
	議案	22	教職員の人事について	(非公開) 教職員課	②	
	報告	21	令和元年度全国・東海中学校総合体育大会結果について	指導課		
	報告	22	令和元年度浜松市立高等学校の部活動の状況について	市立高等学校		
10月31日(木) 傍聴2人	議案	23	令和元年度11月補正予算(案)の議会提案について	(非公開)	①	
	議案	24	浜松市奨学金貸与条例の一部改正の議会提案について	(非公開) 教育総務課	①	
	議案	25	浜松市立小中学校空調設備整備事業に関する契約締結の議会提案について	(非公開) 教育施設課	①	
	議案	26	指定管理者の指定の議会提案について(浜松市かわな野外活動センター)	(非公開) 指導課	①	
	議案	27	指定管理者の指定の議会提案について(浜松市立中央図書館駅前分室)	(非公開) 中央図書館	①	
	議案	28	指定管理者の指定の議会提案について(浜松市立流通元町図書館)	(非公開) 中央図書館	①	
	議案	29	指定管理者の指定の議会提案について(浜松市立城北図書館)	(非公開) 中央図書館	①	
	議案	30	教職員の人事について	(非公開) 教職員課	②	
	議案	31	教職員の人事について	(非公開) 教職員課	②	
	議案	32	退職手当の支給制限について	(非公開) 教職員課	②	
	議案	33	令和元年度末教職員人事異動方針について	(非公開) 教職員課	②	
	報告	23	令和元年度浜松市優秀教職員表彰について	教職員課		
	報告	24	令和2年度浜松市立幼稚園園児募集の結果について	幼児教育・保育課		
	報告	25	教職員のSNS利用に関するガイドラインについて	教職員課		

開催日	区分	番号	議案	所管課	議案の内容
11月13日(水) (臨時) 傍聴なし	議案	34	浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正の議会提案について	(非公開) 教職員課	①
	議案	35	教職員の人事について	(非公開) 教職員課	②
	議案	36	退職手当の支給制限について	(非公開) 教職員課	②
11月25日(月) 傍聴3人	議案	37	浜松市教育職員の期末手当及び勤労手当に関する規則の一部改正について	教職員課	③
	報告	26	市内の新たな国指定文化財について	文化財課	
12月23日(月) 傍聴2人	議案	38	浜松市立高等学校学則の一部改正について	市立高等学校	③
	議案	39	浜松市立小・中学校通学区域の一部改正について	教育総務課	③
1月16日(木) (臨時) 傍聴なし	議案	40	教職員人事異動(案)について	(非公開) 教職員課	②
1月29日(水) 傍聴4人	議案	41	令和元年度2月補正予算(案)の議会提案について	(非公開)	①
	議案	42	令和2年度当初予算(案)の議会提案について	(非公開)	①
	議案	43	浜松市児童福祉法施行条例の一部改正の議会提案について	(非公開) 教育総務課	①
	議案	44	浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部改正の議会提案について	(非公開) 教育総務課	①
	議案	45	第3次浜松市教育総合計画 後期計画の策定について	(非公開) 教育総務課	④
	報告	27	令和元年度移動教育委員会「語り合おう!はままつの教育」の開催結果について	教育総務課	
	報告	28	令和元年度幼稚園教諭・保育士採用試験結果について(令和2年度採用)	幼児教育・保育課	
2月25日(火) 傍聴2人	議案	46	浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正の議会提案について	(非公開) 教職員課	①
	議案	47	浜松市奨学金貸与条例施行規則の一部改正について	教育総務課	③
	報告	48	浜松市学校施設長寿命化計画の策定について	(非公開) 教育施設課	④
	報告	29	令和2年度発達支援学級新設予定校について	教育総務課	
	報告	30	「令和元年度 全国体力・運動能力・運動習慣等調査」浜松市の結果(概要)について	指導課	
	報告	31	令和2年度浜松市立小学校及び中学校の学級編制の基準について	(非公開) 教職員課	
	報告	32	令和2年度浜松市立小学校及び中学校の学級編制基準日について	(非公開) 教職員課	
3月3日(火) (臨時) 傍聴なし	議案	49	令和元年度末市立幼稚園関係職員人事異動(案)について	(非公開) 幼児教育・保育課	②
	議案	50	令和元年度末教職員人事異動(案)について	(非公開) 教職員課	②
	議案	51	令和元年度末学校関係職員(給食員・用務員)人事異動(案)について	(非公開) 教職員課	②
	報告	33	令和元年度末永年勤続表彰について	(非公開) 教職員課	
3月23日(月) 傍聴●人	議案	52	浜松市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について	教育総務課	③
	議案	53	浜松市教育センター等業務規則及び浜松市教育委員会公印規則の一部改正について	教育総務課	③
	議案	54	浜松市教育委員会専決規程の一部改正について	教育総務課	③
	議案	55	浜松市教育委員会職員職名規程の一部改正について	教育総務課	③
	議案	56	浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部改正について	教育総務課	③
	議案	57	浜松市立小中学校管理規則の一部改正について	教育総務課	③
	議案	58	浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正について	教職員課	③
	議案	59	浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部改正について	教職員課	③
	議案	60	浜松市学校事務センターに関する規則の一部改正について	教職員課	③
	議案	61	学校における働き方改革のための業務改善方針(案)について	教育総務課	④
	議案	62	令和元年度教育委員会点検・評価報告書(案)について	教育総務課	⑦
	議案	63	浜松市指定文化財の指定について	文化財課	⑥
	議案	64	令和元年度末学校関係職員(市立高校)人事異動(案)について	(非公開) 教職員課	②
	議案	65	令和元年度末教育委員会事務局職員人事異動(案)について	(非公開) 教育総務課	②
	議案	66	障がい者活躍推進計画の策定について	(非公開) 教育総務課	②
	報告	34	市内の新たな国指定文化財について	文化財課	
	報告	35	令和元年度浜松地域遺産の認定について	文化財課	

(参考)教育委員会の活動状況一覧

※は教育長のみ出席

月	教育委員会・協議会	会議出席	学校・施設訪問	その他
4	25 教育委員会協議会	23 浜松市奨学生選考委員会	8 市立高校入学式 市立高校	12 浜松市校長会議 浜松市内
5	24 教育委員会協議会	8 静岡県市町教育委員会連絡協議会 藤枝市 23 全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会 ※ 富山県 富山市 31 関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会・研修会 山梨県 北杜市		13 浜松教師塾開講式 教育センター 24 総合教育会議勉強会
6	18 教育委員会協議会	3 第1回指定都市教育委員会協議会 ※ 札幌市		18 総合教育会議勉強会
7	23 教育委員会協議会	11 第1回はままつりづくり未来プラン検討委員会 12 第1回浜松市総合教育会議 浜松市役所 19 三遠南信教育サミット 長野県 松川町		18 教科書採択に関する勉強会
8	1 臨時教育委員会 28 教育委員会協議会	1 移動教育委員会 浜松市防災学習センター		2 浜松市教育研究会第2回研修会巡回訪問 浜松市内 8 浜松市教育研究会第2回研修会巡回訪問 浜松市内
9	26 教育委員会協議会	7 移動教育委員会 教育会館 12 県及び政令市教育委員会意見交換会 ※ 静岡市 27 第1回免許状更新講習判定委員会 教育センター		26 総合教育会議勉強会
10	31 教育委員会協議会	29 都道府県・指定都市教育委員研究協議会 東京都	10 指定公開保育 雄踏幼 11 指定教育研究発表会 中郡小 18 指定教育研究発表会 蛸塚中 29 指定公開保育 光明幼	15 人事関係業務 16 人事関係業務 25 コミュニティ・スクール推進フォーラム 教育会館 31 総合教育会議勉強会

月	教育委員会・協議会	会議出席	学校・施設訪問	その他
11	13 臨時教育委員会 25 教育委員会協議会	13 移動教育委員会 市立高校 14 静岡県市町教育委員会研修会 浜松市	1 指定教育研究発表会 西小	25 総合教育会議勉強会 29 人事関係業務
12	23 教育委員会協議会	2 第2回免許状更新講習判定委員会 教育センター 13 第2回はまつ人づくり未来プラン検討委員会 14 移動教育委員会 天竜区役所 17 第2回浜松市総合教育会議 浜松市役所		4 浜松市校長会第2回研究協議会 教育会館 5 人事関係業務
1	16 臨時教育委員会 29 教育委員会協議会	21 第2回指定都市教育委員会協議会 東京都 24 第3回はまつ人づくり未来プラン検討委員会		12 成人式 市内各会場
2	25 教育委員会協議会			7 長期研修員研究報告会 教育センター 研究員研究発表会 26 浜松教師塾修了式 教育センター
3	3 臨時教育委員会 23 教育委員会協議会			
計	教育委員会 16回 協議会 12回	会議出席 21回	学校・施設訪問 6回	その他 19回

IV 附属機関及び庁内会議

1 附属機関（6機関）（**30**6機関）

No.	名称	設置年月日	設置目的及び所掌事務	設置根拠	所管課
1	浜松市スポーツ推進審議会	昭和37年4月1日	<p>スポーツ基本法第35条の規定による諮問に対する答申を行うほか、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ調査審議し、又は意見を述べる。</p> <p>(1)スポーツ基本法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。</p> <p>(2)スポーツの施設及び設備の整備に関すること。</p> <p>(3)スポーツの指導者の養成及び資質の向上に関すること。</p> <p>(4)スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。</p> <p>(5)スポーツの団体の育成に関すること。</p> <p>(6)スポーツの技術水準の向上に関すること。</p> <p>(7)前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。</p>	<p>スポーツ基本法第31条</p> <p>浜松市スポーツ推進審議会に関する条例</p>	スポーツ振興課
2	浜松市社会教育委員会	昭和25年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育に関する諸計画の立案 ・教育委員会の諮問に応じ意見を述べる ・上記職務を行うための調査研究 等 	<p>社会教育法第15条第1項</p> <p>浜松市社会教育委員条例第1条</p>	創造都市・文化振興課
3	浜松市文化財保護審議会	昭和52年4月1日	<p>教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。</p>	<p>文化財保護法第190条第1項</p> <p>浜松市文化財保護条例第43条</p>	文化財課
4	浜松市博物館協議会	昭和54年4月1日	<p>博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる。</p>	<p>博物館法第20条第1項</p> <p>浜松市博物館条例第17条</p>	文化財課（博物館）
5	浜松市美術館協議会	昭和46年7月1日	<p>美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる。</p>	<p>博物館法第20条第1項</p> <p>浜松市美術館条例第18条</p>	美術館
6	浜松市立図書館協議会	昭和25年9月5日	<p>図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。</p>	<p>図書館法第14条第1項</p> <p>浜松市立図書館協議会条例</p>	中央図書館

開催回数		R1 平均 開催 時間	委員数				情報公開			令和元年度の主な審議・活動内容	No.
H 30	R 1		学 議 経 験 者	市 民 委 員	行 政 職 員 等	計	傍 聴	会 議 録	会 議 資 料		
4	4	1.5時間	10	0	0	10	公開	公開	公開	<p>平成31年4月からスタートした第2期浜松市スポーツ推進計画における各事業の取り組みについて、協議を行った。</p> <p>(1)平成30年度浜松市スポーツ推進計画の進捗状況について（第1期総括）</p> <p>(2)第2期浜松市スポーツ推進計画の進捗管理について</p> <p>(3)令和元年度の取組に関する進捗確認</p> <p>(4)ビーチ・マリンスポーツ推進について</p> <p>(5)ラグビーワールドカップ2019の総括</p> <p>(6)ブラジルホストタウンの取組状況について</p> <p>(7)浜松市をホームとするプロスポーツチームについて</p>	1
4	3	2時間	9	0	1	10	公開	公開	公開	<p>(1)浜松市生涯学習推進大綱の進捗状況について ・第36期社会教育委員会の取組</p> <p>(2)生涯学習事業について ・平成30年度生涯学習事業報告 ・令和元年度生涯学習事業計画</p> <p>(3)生涯学習啓発事業・人材育成事業の視察・調査 ・集まれ！市民力～生涯学習推進フェスタへの参加</p> <p>(4)社会教育関係団体の補助金について</p>	2
3	3	1時間 50分	8	0	0	8	公開	公開	公開	<p>市指定文化財の保全、活用について審議し、必要に応じて現地を調査する。また、文化財課の事業について審議する。指定文化財に関する事項を建議する。</p> <p>(1)平成30年度文化財保護事業報告について</p> <p>(2)令和元年度文化財保護事業計画について</p> <p>(3)文化財の現況調査と報告、協議</p> <p>(4)浜松市地域遺産（認定文化財）について協議</p>	3
4	3	2時間	8	0	0	8	公開	公開	公開	<p>浜松市博物館の当該年度の事業について審議し、評価等を行う。</p> <p>(1)平成30年度博物館事業報告について</p> <p>(2)令和元年度博物館事業計画について</p> <p>(3)博物館の現状と課題について</p> <p>(4)博物館の自己評価について</p>	4
3	2	2時間	6	0	2	8	公開	公開	公開	<p>浜松市美術館及び浜松市秋野不矩美術館の運営について審議する。</p> <p>(1)平成30年度浜松市美術館事業報告について</p> <p>(2)平成30年度浜松市秋野不矩美術館事業報告について</p> <p>(3)教育普及活動について</p> <p>(4)美術館年俵について</p> <p>(5)令和2年度浜松市美術館事業計画について</p> <p>(6)令和2年度浜松市秋野不矩美術館事業計画について</p> <p>(7)新たな文化振興ビジョンについて</p>	5
3	3	2時間	8	0	0	8	公開	公開	公開	<p>(1)平成30年度図書館事業報告について</p> <p>(2)令和元年度図書館事業計画について</p> <p>(3)平成30年度図書館評価について</p> <p>(4)令和元年度浜松市立図書館利用に関するアンケート調査結果について</p> <p>(5)令和2年度図書館評価指標について</p>	6

2 庁内会議（15組織）（3013組織）

No.	名称	設置年月日	設置目的及び所掌事務	設置根拠	所管課
1	はままつの教育推進会議	平成21年4月1日	はままつの教育の円滑な推進を図ることを目的とし、次の事項について協議する。 (1)学校規模適正化の円滑な推進に関すること (2)その他必要な事項に関すること	はままつの教育推進会議設置要綱	教育総務課
2	はままつ人づくり未来プラン検討委員会	平成27年4月1日	第3次浜松市教育総合計画の円滑な進行管理と、本市の教育に関してさらなる発展・改善を図る。 (1)第3次浜松市教育総合計画に基づく取組の進捗管理における評価・検証 (2)本市の教育施策の改善策等に関する協議	はままつ人づくり未来プラン検討委員会設置要綱	教育総務課
3	浜松市コミュニティ・スクール推進協議会	平成30年5月1日	法に基づく学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を市内市立学校に円滑導入するため、次の事項について協議する。 (1)浜松市のコミュニティ・スクールの制度設計に関すること (2)浜松市のコミュニティ・スクールの推進に関すること (3)その他必要な事項に関すること	浜松市コミュニティ・スクール推進協議会設置要綱	教育総務課
4	浜松市放課後児童会運営委託化検討会	平成31年4月1日	本市の放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童会」という。）の運営を、市の業務委託により運営する放課後児童会（以下「委託方式」という。）へ移行するために必要な制度設計のため、浜松市放課後児童会運営委託化検討会（以下「検討会」という。）を設置する。検討会は、委託方式への移行に関する次の事項について協議する。 (1)浜松市放課後児童会運営委託化モデル実施事業の検証に関すること (2)委託方式における運営内容及び支援員の処遇、事業にかかる経費等 (3)その他必要な事項に関すること	浜松市放課後児童会運営委託化検討会設置要綱	教育総務課
5	浜松市教育ネットワーク推進会議	平成14年4月1日	浜松市における教育の情報化を推進することを目的とする。 (1)教育の情報化の方向性に関すること (2)ネットワーク等の環境整備に関すること (3)その他目的を達成するために必要な事項	浜松市教育ネットワーク推進会議設置要綱	教育施設課
6	浜松市教職員健康審査会	平成19年4月1日	浜松市教育委員会の任命に係る小学校及び中学校に勤務する教職員の健康管理の適正を期するため実施する。 (1)教職員の健康管理に関すること (2)教育長が必要と認めた者の私傷病休暇若しくは休職の要否又は職務復帰若しくは復職の可否について、病状の審査及び判定を行うこと (3)教職員として採用しようとする者の健康状態について審査及び判定を行うこと (4)その他教育長が必要と認めたこと	浜松市教職員健康審査会要綱	教職員課
7	浜松市指導力向上教員審査委員会	平成20年4月1日	児童、生徒又は幼児に対する指導力の向上が必要な教員に係る認定、人事上の措置等に関する意見を求める。 (1)指導力向上教員の判定に関すること (2)精神的な疾患の疑いのある教員の医療機関への受診の要否に関すること (3)職場復帰に関すること (4)上記に掲げるもののほか、指導力向上教員への対応に関すること	浜松市指導力向上教員審査委員会設置要綱	教職員課

開催回数		R1 平均 開催 時間	委員数			情報公開			令和元年度の主な審議・活動内容	No.
H 30	R 1		有 識 者 等	行 政 職 員 等	計	傍 聴	会 議 録	会 議 資 料		
0	0	-	-	-	-	公開	公開	公開	※会議に諮る事項が生じなかったため開催せず	1
3	3	2時間	12	7	19	公開	公開	公開	(1)第3次浜松市教育総合計画 後期計画 ・後期計画の理念について ・後期計画の施策・取組について ・後期計画（案）について (2)教育の情報化の推進 ・育成目標・環境整備について (3)令和元年度浜松市教育総合計画に係る評価・検証	2
3	3	2時間	3	4	7	公開	公開	公開	(1)浜松市のコミュニティ・スクールの制度設計に関すること ・浜松市学校運営協議会規則（案）について ・学校と地域の連携・協働の方法について ・学校運営等に関する意見申出について ・地域学校協働活動について (2)浜松市のコミュニティ・スクールの推進に関すること ・コミュニティ・スクールに関わる教職員説明会について ・コミュニティ・スクールの周知について	3
-	0	2時間	-	8	8	非公開	非公開	非公開	(1)放課後児童会の課題 (2)委託化に向けての課題（保護者、運営主体、支援員） (3)モデル事業の検証 (4)今後の方向性 ・開設時間延長、利用者負担統一、移行方法、その他 (5)委託化移行方針 ・開設時間、利用者負担 (6)令和2年度のモデル事業実施拡大 ・実施箇所数、利用者負担、事業者選定、その他	4
0	4	-	-	-	-	公開	公開	公開	※会議にかけの事項が生じなかったため開催せず	5
7	7	1時間	4	0	4	非公開	非公開	非公開	(1)審査部会 ・第1部会：結核性疾患に係る事項（R1年度は該当者がいないため開催せず） ・第2部会：精神・神経系障害に係る事項（R1年度は4回開催） ・第3部会：生活習慣病等に係る事項（R1年度は3回開催） (2)審議内容等 ・書類審査 診断書・観察報告書・経過報告書・休暇日数計算書等 ・所属長等より病状についての報告 ・委員等からの質疑応答 ・職務復帰、復職に係る審査及び判定 ・判定や指示事項の所属長への伝達 ・教職員として採用しようとする者の健康状態について審査及び判定	6
0	0	-	-	-	-	非公開	非公開	非公開	※会議に諮る事項が生じなかったため開催せず	7

No.	名称	設置年月日	設置目的及び所掌事務	設置根拠	所管課
8	免許状更新講習判定委員会	平成25年4月1日	教員免許状更新講習における履修の可否を判定するため設置する。	免許状更新講習判定委員会要綱	教育センター
9	浜松市就学支援委員会	平成16年4月1日	特別な支援を要する幼児・児童・生徒の適正な就学支援を行い、発達支援教育の推進を図る。 (1)特別支援学校入学者及び発達支援学級入級者の判断と就学支援に関すること (2)障害のある幼児・児童・生徒の就学支援に関する諸問題、研究に関すること (3)その他目的を達成するために必要な事項に関すること	浜松市就学支援委員会規則	指導課 教育総合支援センター
10	浜松市不登校対策推進協議会	平成19年4月1日	浜松市の小中学校に在籍している不登校児童生徒等に対する指導の充実及び不登校対策の方向性を協議する。 (1)市内8か所の校外適応指導教室「ふれあい」、「かやの木」、「すぎのこ」、「おれんぢ」、「とびうお」、「くすのき」、「くろーばー」、「ひまわり」及び市内15か所の校内適応指導教室の運営及び協議 (2)不登校対策についての情報交換及び協議	浜松市不登校対策推進協議会設置要綱	指導課 教育総合支援センター
11	浜松市外国人子供支援協議会	平成20年4月1日	外国人児童生徒の現状把握及び必要な教育支援についての情報交換を通じ、浜松市教育委員会が進める外国につながる子供への教育支援の充実に資する。 (1)外国人子供教育支援の現状把握に関すること (2)外国人子供教育支援の改善充実に関すること (3)その他必要な事項に関すること	浜松市外国人子供支援協議会設置要綱	指導課 教育総合支援センター

開催回数		R1 平均 開催 時間	委員数			情報公開			令和元年度の主な審議・活動内容	No.
H 30	R 1		有識者等	行政職員等	計	傍聴	会議録	会議資料		
2	2	1時間 20分	4	7	11	非公開	一部公開	一部公開	(1)免許状更新講習判定委員会要綱についての確認（第1回） (2)免許状更新講習の受講者数と内訳の説明 (3)免許状更新講習の結果説明（第1回：必修科目、選択必修科目）（第2回：選択科目） (4)履修判定について協議及び認定の承認 (5)受講者アンケートの結果説明 (6)令和2年度免許状更新講習実施計画案説明（第2回）	8
3	3	3時間	4	16	20	非公開	非公開	非公開	幼稚園・学校及び保護者から申請があった特別な支援を要する幼児・児童・生徒の就学先の判断と就学支援などを行う。 (1)幼稚園・学校等の支援が必要な子供の実態把握 ・幼稚園、保育園、施設等で「支援が必要な子供」についての実態調査実施 ・小学校、中学校に「支援が必要な子供」についての調査実施 ・保護者へ就学教育相談の案内送付 (2)就学教育相談の実施 ・小学校、中学校を訪問し、実態調査並びに就学教育相談実施 ・幼児就学教育相談の実施 (3)就学先の判断と就学支援の実施 ・第1回浜松市就学支援委員会：新学齢児の就学先の判断 ・第2回浜松市就学支援委員会：学齢児の就学先の判断 ・第3回浜松市就学支援委員会：本年度の活動総括	9
2	2	2時間	5	6	11	非公開	非公開	非公開	不登校児に対する指導の充実と不登校対策の強化を図るための情報交換及び協議 (1)不登校児童生徒の現状について ・不登校児童生徒数は小学校・中学校ともに増加傾向（特に小学校） ・不登校の要因・背景の多様化・複雑化 (2)浜松市における不登校対策について ・不登校児童生徒の居場所づくり（校外・校内適応指導教室） ・保護者対象情報会について ・個別対応適応支援について ・学習支援について	10
3	3	2時間	5	10	15	公開 (第2回非公開)	公開 (第2回非公開)	公開 (第2回非公開)	外国人の子供の教育支援に関する施策を検証・評価し、見直しを行う。 (1)各立場から見た、外国人の子供の現状と課題の検証 ・就労面から見た外国人保護者及び子供の実態 ・学校（幼保小中高）における教育支援 ・保護者から見た外国人の子供の教育支援 (2)外国人の子供の教育の在り方 ・日本語指導体制の充実について ・就学前の子供への初期適応指導について ・センター校方式の導入について ・スムーズな受け入れのためのリーフレット作成について	11

No.	名称	設置年月日	設置目的及び所掌事務	設置根拠	所管課
12	浜松市学童等災害共済会議	平成22年4月1日	浜松市学童等災害共済条例施行規則第6条に規定する見舞金の支給決定に関する意見を聴取する。 (1)会員より請求があり事務審査が完了した傷害見舞金に関すること (2)会員より請求があった障害見舞金及び特別見舞金に関すること (3)共済に関する基本的な施策について必要な事項の調査審議に関すること (4)前3号に規定するもののほか、共済見舞金について必要な事項を協議する	浜松市学童等災害共済会議設置要綱	健康安全課
13	浜松市子ども読書活動推進会議	平成19年4月1日	浜松市における子ども（0歳からおおむね18歳まで）の読書活動が「浜松市子ども読書活動推進計画」を指針として積極的に推進されるよう進捗状況を管理する。 (1)子ども読書活動推進計画の推進に関すること (2)子ども読書活動推進計画の進行管理に関すること (3)その他必要な事項に関すること	浜松市子ども読書活動推進会議設置要綱	中央図書館
14	浜松市歴史的風致維持向上計画策定庁内検討会	令和元年12月17日	浜松市歴史的風致維持向上計画の策定にあたり、担当部課の連携を図り、総合的な協議・調整を行う。 (1)浜松市歴史的風致維持向上計画の案の策定及び調整に関すること。 (2)浜松市歴史的風致維持向上計画の重要案件に関すること。 (3)浜松市歴史的風致維持向上計画の案における予定事業の調整に関すること。 (4)前各号に定めるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。	浜松市歴史的風致維持向上計画策定庁内検討会設置要綱	文化財課 土地政策課
15	浜松市幼児教育推進協議会	平成29年8月31日	幼児教育への社会的関心及び関連する教育・保育施設等の需要が高まる中で、国や県の動向を踏まえ、幼児教育の目指すべき姿を全市で共有し、本市幼児教育のより良い環境を構築することにより、未来を担う人材を育成していくため、次のことについて協議する。 (1)浜松市教育総合計画及び浜松市子ども・若者支援プランの幼児教育推進に関する事項 (2)関連施設における課題の共有と解決に向けた取組に関する事項 (3)その他就学前における教育・保育の振興と充実に関する事項	浜松市幼児教育推進協議会設置要綱	幼児教育・保育課

開催回数		R1 平均 開催 時間	委員数			情報公開			令和元年度の主な審議・活動内容	No.
H 30	R 1		有 識 者 等	行 政 職 員 等	計	傍 聴	会 議 録	会 議 資 料		
6	6	1時間	3	6	9	非 公 開	一 部 公 開	一 部 公 開	<p>隔月開催</p> <p>(1)事務局が行った事務審査（会員の請求に基づき、診断証明書等による災害の認定と傷害見舞金を確定）の審査決定に関する意見聴取</p> <p>(2)災害報告書等に基づく災害の認定、会員の請求に基づく障害見舞金及び特別見舞金の審査決定に関する意見聴取</p> <p>(3)災害報告書や歯牙障害報告書等に基づく災害の認定、会員の請求に基づく特別見舞金及び歯牙傷害見舞金の審査決定に関する意見聴取</p> <p>(4)その他共済見舞金に関する必要な事項の協議</p>	12
3	3	2時間	4	4	8	公 開	公 開	公 開	<p>(1)平成30年度の実績報告を踏まえ、令和元年度の取り組みについて確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立図書館の実績と計画 ・学校図書館の実績と計画 <p>(2)子どもの読書活動を推進している学校を視察し、子どもの読書環境の実態を把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松市立北部中学校 <p>(3)令和元年度の取組結果を踏まえ、今後の推進策を検討</p>	13
-	2	1時間	0	25	25	公 開	公 開	公 開	<p>(1)歴史まちづくりに係る制度について</p> <p>(2)浜松市歴史まちづくり基本方針について</p> <p>(3)浜松市歴史的風致維持向上計画の策定について</p> <p>(4)今後のスケジュール及び進め方について</p>	14
3	3	2時間	8	7	15	公 開	公 開	公 開	<p>幼児教育の推進に関する審議</p> <p>(1)「幼児期に育てたい力」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員用指導資料（令和元年度版）の普及・啓発について意見聴取 ・浜松型幼児教育アドバイザー配置について意見聴取 ・家庭用啓発資料（はますく版）改定案の意見聴取 ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有(志都呂幼稚園の保育参観を通して) <p>(2)「第3次浜松市教育総合計画」及び「浜松市子ども・若者支援プラン」の実施状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児期の教育の現状と課題の検証 	15

V まとめ

本年度は、新元号「令和」の発表や新天皇の御即位など、新しい時代の始まりを感じた年になりました。

一方で、人口減少や少子高齢化、急速な技術革新やグローバル化の進展など、社会が大きく変化する時代においては、予測困難な将来の社会を歩んでいくために必要な資質・能力を、子供たちに育成することが求められています。

また、国においては、児童生徒一人一台端末の配備等を柱とする「GIGAスクール構想」の実現に向けた財政措置や、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正を受けて文部科学大臣が定めた指針を参考とし、各教育委員会が教育職員の時間外在校等時間の上限等に関する方針を条例等で定めることとするなど、ICT環境整備や学校における働き方改革の推進などに積極的に取り組んでいます。

こうした中、本市では、平成27年度に策定した『第3次浜松市教育総合計画（基本構想10年間）』に掲げた「未来創造への人づくり」「市民協働による人づくり」の教育理念に基づき、キャリア教育、市民協働、教育の情報化の3つを重点施策として推進してまいりました。

前期計画の最終年度にあたる令和元年度は、新たにキャリア教育実践モデル校を指定し、モデル校の様々な実践事例を全ての学校に情報発信するなど、教職員の意識高揚や実践の普及に努めました。また、来年度からのコミュニティ・スクールの本格導入に向け、モデル校の成果や課題の検証も踏まえ、「浜松市学校運営協議会規則」を制定しました。このほか、タブレット・パソコン導入を見据えた活用検証や小規模校での遠隔合同授業の実施など、ICT環境整備に向けた取組も進めました。

本年度実施した学校や関係課等への調査結果を基に、「はままつ人づくり未来プラン検討委員会」や各推進部会で協議した結果、各取組は児童生徒や教職員、保護者や地域の良い表れにもつながっていると評価されました。

特にこの5年間では、キャリア教育に対する教員の意識が向上し、各学校の実践が進められたことにより、子供の自己肯定感や将来展望に関する教育効果が確認されました。また、保護者においても子供と積極的に関わるようになる等の影響が見られたことから、前期計画（平成27～令和元年度）の成果は良好であると考えます。

この成果を踏まえ、来年度からスタートする後期計画（令和2～6年度）においても、前期計画の教育理念や目指す子供の姿を継承し、キャリア教育を核とした人づくりを推進してまいります。

これからの時代はAIなどの新技術の活用が更に進み、学校現場においても変革が求められます。浜松市は昨年10月、AI・ICT等のデジタルの力を活かした都市づくりに取り組む「デジタルファースト宣言」を行いました。教育分野においても、教育の質の向上や個々のニーズに応じた効果的な学習、教職員の働き方改革など、本市のニーズにあった活用を検討してまいります。

また、本年度は、教員の不祥事のほか、自然災害や新型コロナウイルス感染症などが発生し、学校の組織力向上や危機管理体制の重要性を改めて認識させられる年になりました。

ラグビーワールドカップ2019で日本代表チームが「One Team」のスローガンを掲げて団結したように、次代の担い手となる子供たちのために、教育委員会が学校、保護者や地域との連携・協力を一層深め、社会全体の力で子供たちの成長を支えられるよう教育施策の推進に取り組んでまいります。

**令和元年度
教育委員会点検・評価報告書
令和2年3月**

浜松市教育委員会 教育総務課
〒430-0929
浜松市中区中央一丁目2番1号
イーステージ浜松オフィス棟 6F
TEL : 053-457-2401 FAX : 053-457-2404
Email : somu@city.hamamatsu-szo.ed.jp

浜松市指定文化財の指定について

次のものを浜松市指定文化財に指定する。

教育長 花 井 和 徳

- 1 種 別 有形文化財（考古資料）
- 2 名称等 袈裟襷文銅鐸（中川滝峯七曲り出土）2 口
袈裟襷文銅鐸（中川不動平出土）1 口
- 3 所在地 浜松市北区細江町気賀 1015-1 浜松市姫街道と銅鐸の歴史民俗資料館
- 4 所有者 浜松市

浜松市指定文化財の指定について

(提案理由)

浜松市文化財保護条例第4条第3項の規定により、浜松市指定文化財候補2件の指定について浜松市文化財保護審議会に諮問し、同条例第44条の規定により、別紙のとおり浜松市文化財保護審議会の建議を受けたため。

(提案内容)

名称等	袈裟襷文銅鐸（中川滝峯七曲り出土）2口 袈裟襷文銅鐸（中川不動平出土）1口
種別	有形文化財（考古資料）
所在地	浜松市北区細江町気賀 1015-1 浜松市姫街道と銅鐸の歴史民俗資料館
所有者	浜松市
年代	弥生時代
概要	

銅鐸は2件3口で、いずれも浜松市北区細江町にある滝峯の谷において、昭和41年（1966年）～昭和42年（1967年）に出土したものである。1件は中川滝峯七曲りから出土した2口で、発見順から1号鐸、2号鐸とされている。1号鐸は近畿式、2号鐸は三遠式の銅鐸である。もう1件は中川不動平から出土した1口で、近畿式の銅鐸である。

弥生時代の青銅器を代表する銅鐸は、中国四国地方から東海地方にかけて主に分布しており、銅鐸分布圏の東限にあたる浜松市では19口が出土している。本例は、近畿式銅鐸と三遠式銅鐸の双方を含み、銅鐸祭祀や青銅器流通過程の実態をうかがうことができる。

学術的な価値

本例は銅鐸の全体形状がうかがえ、形態的特徴から製作時期が弥生時代後期に特定できる。いずれも造成工事によって出土したものであるが、発見時の情報が明確で、出土地点が特定できる。また、三口とも銅鐸の集中埋納事例として全国的にも著名な滝峯の谷出土銅鐸群を構成するものであり、銅鐸祭祀の実態を知る上でも貴重である。以上のことから、本例は、銅鐸分布圏の東限域にあたる当地の歴史をうかがう上で学術的な価値が高いと判断できる。

写真

別頁のとおり

(その他)

浜松市文化財保護条例第4条第2項の規定に従い、所有者の同意を得ている。



七曲り 1号



七曲り 2号



不動平



浜松市所蔵銅鐸



令和2年2月21日

浜松市教育委員会
教育長 花井 和徳 様

浜松市文化財保護審議会
会長 笹原 恵 印



浜松市所在文化財の指定について (建議)

標記のことについて、浜松市教育委員会（文化財課）から諮問を受け、浜松市文化財保護審議会において審議を行ったところ、浜松市指定有形文化財として文化財指定をすることが適当であるとの答申に至りました。

つきましては、下記のとおり文化財指定されるよう、浜松市文化財保護条例第44条に基づき建議致します。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 種 別 | 有形文化財（考古資料） |
| 2 名 称 等 | 袈裟襷文銅鐸（中川滝峯七曲り出土）2口
袈裟襷文銅鐸（中川不動平出土）1口 |
| 3 時 代 | 弥生時代 |
| 4 所 在 地 | 浜松市北区細江町気賀 1015-1 浜松市姫街道と銅鐸の歴史民俗資料館 |
| 5 所 有 者 | 浜松市 |
| 6 所有者住所 | 浜松市中区元城町 103-2 |

市内の新たな県指定文化財について

文化財課

浜松市指定以外の文化財（国及び静岡県指定文化財、国登録文化財）について、市内における最近の指定・登録状況を報告いたします。

静岡県文化財保護審議会は、3月17日（火）に開催された同審議会の審議・議決を経て、鳥居松遺跡出土金銀装円頭大刀を静岡県指定有形文化財（考古資料）に指定するよう静岡県知事に答申しました。今後の静岡県公報での告示後、浜松市で7件目の静岡県指定有形文化財（考古資料）が誕生します。

名 称	とりいまついでせきしゆつどきんぎんそうえんとう た ち 鳥居松遺跡出土金銀装円頭大刀	種 別	静岡県指定有形文化財（考古資料）
員 数	1 口	所 蔵	浜松市（浜松市博物館常設展示）
時 代	古墳時代後期（6世紀）		
概 要	<p>鳥居松遺跡は浜松市中区森田町にある伊場遺跡群を構成する遺跡。金銀装大刀は2008年に実施した発掘調査で確認された自然河川「伊場大溝」の川底から出土。</p> <p>大刀の長さは76.5cm、幅は4.4cmである。柄（つか）はカエデ属を用い、木彫金銀張技法（もくちようきんぎんばりぎほう）によって製作されている。柄頭（つかがしら）には、猪目形（いのめがた）の懸通穴（かけどおしあな）を挟み2頭の龍が表現され、高純度の金板で覆われている。柄間には連続波頭文（れんぞくはとうもん）が刻まれ、銀板が被せられている。類似した特徴をもつ装飾付大刀は国内に例が無く、関連する資料から、朝鮮半島において6世紀前葉頃に製作されたものと考えられる。</p>		



令和元年度浜松地域遺産の認定について

文化財課

浜松地域遺産について、下記のとおり令和元年度分の認定を行います。

記

1 地域遺産認定制度とは

地域に慣れ親しまれ、継承されてきた貴重な文化資源を、「浜松地域遺産」として認定し、郷土の宝として顕彰することで、後世へ継承されることを期待します。また、地域遺産を活用した地域の活性化事業が展開されることで、個性ある地域の創造に寄与することを目的とするものです。

2 推薦書受付件数 68 件

3 認定数 66 件 ※2の68件との差は、過去に認定済みのものに関する申請及び重複での申請を除いたことによるものです。

4 所在区別認定数

区名	R1 認定数	H30 認定数	H29 認定数	H28 認定数	合計
中区	4	10	12	1	27
東区	15	3	28	22	68
西区	6	4	3	10	23
南区	4	1	7	6	18
北区	8	4	1	25	38
浜北区	14	12	18	3	47
天竜区	16	16	32	24	88
合計	67	50	101	91	309

※別紙 R1 認定一覧表のNo.37 (袖ヶ浦三十三観音霊場の観音像) は東区と浜北区に重複して計上。
⇒合計が上記の「3 認定数」と一致しない。

5 分類別認定数

分類	R1 認定数	H30 認定数	H29 認定数	H28 認定数	合計
建造物	4	1	21	13	39
美術工芸品	18	12	44	28	102
有形民俗文化財	14	13	17	12	56
無形民俗文化財	6	7	8	13	34
史跡	13	13	6	13	45
名勝	3	2	1	1	7
天然記念物	1	0	2	2	5
文化的景観	1	2	1	0	4
伝統的建造物群	1	0	0	1	2
近代化遺産	1	0	1	3	5
伝承地	2	0	0	5	7
伝統的生活 (新)	2	-	-	-	2
合計	66	50	101	91	308

令和元年度認定 浜松地域遺産一覧表

	区名	町・字名	名称	種別
1	中区	高町	曳馬坂拡張記念碑	歴史資料
2	中区	住吉	住吉の親子地藏像	有形民俗文化財
3	中区	佐藤	深奥山扁額	書跡・典籍
4	中区	助信町	御朱印状保管箱及び御朱印写	歴史資料
5	東区	上石田町	上石田高橋家の石蔵	建造物
6	東区	中郡町	近世近代浜松関係資料	歴史資料
7	東区	天王町	手押し消火ポンプ車及び消防刺し子	歴史資料
8	東区	天王町	天王町中の屋台	有形民俗文化財
9	東区	上新屋	半僧坊大権現像	彫刻
10	東区	薬師町	北嶋八幡宮文書	古文書
11	東区	薬師町	薬師町八柱神社鳥居壱門棟札	古文書
12	東区	神立町	蒲神明宮の大灯籠	歴史資料
13	東区	神立町	小山みい頌徳灯籠	歴史資料
14	東区	神立町	蒲神明宮の御田打ち	無形民俗文化財
15	東区	植松町	蒲大神の碑	歴史資料
16	東区	神立町	蒲神明宮の神楽	無形民俗文化財
17	東区	神立町	蒲神明宮の庭上座礼	無形民俗文化財
18	東区	大蒲町	大蒲町のまつり道	伝承地
19	西区	雄踏町	雄踏町ゆかりの書画	絵画／書籍・典籍
20	西区	雄踏町	雄踏町浅羽の館車	有形民俗文化財
21	西区	雄踏町	雄踏町小山の館車	有形民俗文化財
22	西区	雄踏町	雄踏町中村の館車	有形民俗文化財
23	西区	館山寺町	茂山塚	史跡
24	西区	館山寺町	桜塚	史跡
25	南区	新橋町	大通院舍利塔	工芸品
26	南区	大塚町	福長浅雄建立謝恩の碑	歴史資料
27	南区	大塚町	大塚稻荷明神の手水鉢	歴史資料
28	南区	江ノ島町	新羅神社境内	史跡
29	北区	引佐町	東黒田山奉行屋敷跡	史跡
30	北区	引佐町	楠御前の墓	伝承地
31	北区	引佐町	兎荷鷺の巢山の行者様	有形民俗文化財
32	北区	引佐町	得月寺境内	史跡
33	北区	引佐町	兎荷六所神社境内	史跡
34	北区	引佐町	兎荷鍾乳洞	天然記念物
35	北区	三ヶ日町	初生衣神社おんぞ祭り	無形民俗文化財
36	北区	滝沢町	滝沢の石垣集落景観	文化的景観
37	浜北区／東区	中瀬ほか	袖ヶ浦三十三観音霊場の観音像	有形民俗文化財
38	浜北区	新原	新原の阿弥陀三尊像	有形民俗文化財
39	浜北区	豊保	中瀬四塔の秋葉山常夜灯鞆堂の欄間	有形民俗文化財
40	浜北区	中瀬	中瀬の霞堤	史跡
41	浜北区	中瀬	長久院涅槃図	絵画
42	浜北区	宮口	庚申寺境内	史跡
43	浜北区	宮口	報恩寺境内	史跡
44	浜北区	宮口	宮口洗沢の秋葉山常夜灯鞆堂	有形民俗文化財
45	浜北区	宮口	宮口土取の濱頭盧尊者像	有形民俗文化財
46	浜北区	宮口	大屋敷墳墓	史跡
47	浜北区	宮口	陽泰院境内	史跡
48	浜北区	宮口	宮口三十三観音霊場の観音像	有形民俗文化財
49	浜北区	宮口	宮口野口辻の傍示木	歴史資料
50	浜北区	宮口	九勇士の碑	歴史資料
51	天竜区	二俣町	二俣古城連の屋台	有形民俗文化財
52	天竜区	横山町	横山八幡神社の祭礼	無形民俗文化財
53	天竜区	山東・只来	光明勝栗	伝統的生活文化
54	天竜区	龍山町	峰之澤橋	建造物
55	天竜区	龍山町	龍山橋	建造物
56	天竜区	水窪町	水窪じゃがた	伝統的生活文化
57	天竜区	龍山町瀬尻	瀬尻のぶか凧	無形民俗文化財
58	天竜区	水窪町	六十六部供養塔及び教傳様神号石	有形民俗文化財
59	天竜区	二俣町鹿島	旧太田製材所のトロッコ軌道跡	近代化遺産
60	天竜区	横山町	横山の雨乞淵	名勝
61	天竜区	横山町	横山の不動の滝	名勝
62	天竜区	佐久	佐久の稚児の滝	名勝
63	天竜区	二俣町	鳥羽山の堀割	史跡
64	天竜区	二俣町	二光の滝	史跡
65	天竜区	佐久間町浦川	浦川の街並み	伝統的建造物群
66	天竜区	春野町堀之内	松本屋旅館	建造物